

# 松戸市教育委員会会議録

1 日 時 平成23年7月28日(木) 午後2時00分 開会

2 場 所 教育委員会5階会議室

## 3 議 題

### (1) 議 案

- ① 議案第38号  
平成23年度9月教育費補正予算について(企画管理室)
- ② 議案第39号  
松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について(保健体育課)
- ③ 議案第40号  
松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について(学務課)
- ④ 議案第41号  
平成24年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について(学務課)
- ⑤ 議案第42号  
平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書  
の採択について(指導課)

## 4 出席委員

委員長	關 英昭
委員	川村 絹慧
委員	瀧田 泰子
委員	山田 達郎
委員	八田 賢明
教育長	山根 恭平

## 5 出席職員

生涯学習本部長	柳 説子
学校教育担当部長	西山 雅夫
企画管理室長	平林 大介
企画管理室参事補	山口 明
// 補佐	渡部 光洋
// 主幹	堀内 文江
// 主査	上村 英輝
// 主査	小宮 光生
// 主任主事	内藤 秀明
教育総務課長	清宮 満
教育施設課長	中村 貴男
// 専門監	竹重 修一
// 補佐	萩島 賢治
青少年課長	川辺 隆之
スポーツ課長	須佐 賢一
// 補佐	加藤 広之
戸定歴史館長	石井 久雄
学務課長	泉澤 導男
// 補佐	久保木 晃一
// 指導主事	青山 守行

市立松戸高等学校長	正木 昌治
// 主幹	岩淵 宏志
指導課長	遠藤 雅彦
// 補佐	井上 四志郎
// 補佐	波田 寿一
// 指導主事	菊地 聖子
// 指導主事	清水 るみ
// 指導主事	東畑 宏之
// 指導主事	鳥井 久夫
// 指導主事	皆川 明
// 指導主事	佐藤 道照
// 指導主事	山本 哲也
保健体育課長	加藤 博之
// 補佐	菊地 治秀
教育研究所 補佐	小出 斉
// 指導主事	谷田部 幸子

◎傍聴の報告

**委員長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**委員長** ただいまから平成23年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**委員長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

---

◎秘密会の開催について

**委員長** 初めに、秘密会の開催についてお諮りいたします。

本日の議題は議案5件となっておりますが、議題のうち議案第38号については市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項にかかわるものであります。

また、議案第42号につきましてはご承知のとおり、採択協議会の結果通知を受けて、本市と同様に各市教育委員会で教育委員会会議を開催することになりますが、それぞれの開催期日は各市長、各市教育委員会の裁量となっており、本市も含め各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行うとの協議会での申し合わせを勘案する必要があります。

以上のことから、議案第38号及び議案第42号の審議を秘密会としてはいかがかとお諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第38号及び議案第42号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第38号及び議案第42号の審議については秘密会といた

します。

なお、議案第38号及び議案第42号の結果につきましては、後日公表いたしますが、とりわけ議案第42号の結果につきましては9月1日以降に公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

**委員長** 秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第38号及び議案第42号につきましては記録を残したいと考えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 以上、ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。したがって、本日の審議日程の変更についてお諮りをいたします。

議題のうち、議案第38号につきましては、ただいまの決定のとおり秘密会にて審議することになりましたので、当該議案については松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、当該議案を議案第41号の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第38号の審議は議案第41号の後に繰り下げることについて決定いたしました。

それでは、議事に入ります。

---

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

**委員長** 初めに、議案第39号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**保健体育課長** それでは、説明させていただきます。

議案第39号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。最初に提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の

基準を定める政令の改正に順次、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の引き下げを図るため、改正を行うものでございます。

政令公布、平成23年4月1日。施行日、平成23年4月1日。

改正の内容につきましては、条例施行規則第3条に規定する補償基礎額を政令の改定に準じて引き下げるものでございます。具体的には、お手元の資料の2枚目、3ページに当たります。新旧対照表のとおりでございます。

説明させていただきますと、年齢階層別にそれぞれ最低限度額と最高限度額が規定されております。25歳未満から70歳以上までの11階層に区分されております。改正では、改正により引き下げ額はそれぞれございますが、マイナス5円から954円の幅でございます。マイナス5円は60歳以上から65歳未満、マイナス954円というのは35歳以上から40歳未満の者を示しております。なお、現時点での該当者はおりません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**委員長** どうもありがとうございました。

議案第39号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 特にないようですので、1つだけ確認をお願いします。

ただいまは引き下げについて5円から954円までの差があるというご説明でしたが、60歳以上65歳までと65歳以上70歳未満について、これはアップしていませんか。

**保健体育課長** すべてマイナスになっております。

**委員長** 比較表を見ると、60歳以上65歳までのところが2万364円から2万750円になっています。これは上がっていますね。

**保健体育課長** 失礼しました。65歳以上70歳未満の最高限度額、これは1万4,419円から1万5,217円ということで、ここは上がっています。

**委員長** そことその下、60歳から65歳、この2グループはアップになっているということですね。

**保健体育課長** はい。

**委員長** 先程、下げる部分をご説明いただきましたが、上がる部分もある。

**保健体育課長** 一部上がるものもあります。

**委員長** 上げる何か理由があるのでしょうか。

**保健体育課長** 昨年度も上がっている年齢層があり、すべて引き下げではありません。ほとんどは下がっているのですが。

**委員長** そうですね。本件は、政令等の公布に伴う条例施行規則の変更です。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第39号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

---

◎松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

**委員長** 次に、議案第40号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

**学務課長** それでは、議案第40号「松戸市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

いずれも千葉県条例の制定、あるいは一部改正に伴いまして、松戸市立学校職員服務規程の一部について改正するものでございます。

看護休暇につきましては、取得方法を変更するものであり、育児短時間勤務、修学部分休業、高齢者部分休業及び自己啓発等休業につきましては、県の条例の改正を受けて市の服務規程を変えるものでございます。

それでは、27ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。そこをご覧いただきながら簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初の第10条、看護休暇でございます。この10条の看護休暇の取得につきましては、これまで医師の診断書を添付する必要がありましたが、今後は申請書だけでは休暇承認の適否を判断できない場合において、診断書もしくは証明書の写しの提出を求めることができるということになりました。

続きまして、育児短時間勤務につきまして、これは育児休業等に関する条例の改正に伴い、短時間勤務の承認を受けようとする手続及びその様式について定めてございます。

続きまして、第10条の4、29ページになると思います。大学院修学休業についてでございます。これにつきましては、その申請方法について改正してございます。また、その後ろにあります第10条の5、修学部分休業、第10条の6、高齢者部分休業及び第10条の7、自己啓発等休業につきましては、いずれも地方公務員法に新設されたことに伴いまして県の条例が改正されたことを受けて、市の服務規程に新設されるものでございます。

最後に、31ページになりますけれども、療養休暇につきましてです。これまで療養休暇につきましては、一律に最高180日を限度でした。しかし、精神疾患及び妊娠に起因する疾病につきましては、これまでどおり180日でございますが、一般疾病につきましては90日に短縮されました。

以上、簡単ですけれども、ご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**委員長** どうもありがとうございました。議案第40号につきましてはただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

最初に改正の説明があり、その後様式J I S規格の文書があり、それから最後に対照表というふうになっております。対照表をごらんになったほうがわかりやすいかと思います。

育児休業等については変更の規定ですね。大学院修学休業、これも変更の規定ですが、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業については新設になりますね。それは恐らく地方公務員法が改正されたことに伴い、県の条例が変わり、それを受けて市も変更すると。

**学務課長** はい。

**委員長** ちょっと気になったので、地方公務員法を見ますと、26条の後に26条の2、これが修学部分休業、29ページの修学部分休業です。26条の3が高齢者部分休業、これが30ページです。その後、26条の4があつて、26条の5に自己啓発等休業という条文が新たにできたんですか。

**学務課長** はい。

**委員長** 言葉としてそのような見出しの言葉があるようですが、いずれにせよ、教職員の皆さんが大学院等で勉強する、それだけではなくて、勉強するために休業する場合の措置としてこのような規定ができたような気がいたします。教職員の皆さんにとってはメリットになる規定でしょう。

**山田委員** 何か意味があるだろうと思うんですけれども、あて名が県の教育委員会と、松戸市の教育委員会と、様式によってあるんですけれども、例えば6ページのものは県あてですし、

11ページの部分休業については松戸市あてなんですけれども、どういう使い分けをしているのですか。

**学務課長** 基本的には県の教育委員会あてのものなんですけれども、逆に副申は校長がつくるものでございますので、服務監督である松戸市教育委員会の方にあてるという形になるかと思えます。

**山田委員** はい、わかりました。

**委員長** ただいまのご質問は、29ページ、30ページをちょっとご覧いただくと、わかるかと思えます。新規の29ページの修学部分休業につきましては、10条の5、第1項を拝見すると、「職員は、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。」とあります。この場合の教育委員会というのは松戸市教育委員会という意味でしょうか。

そのことは第4項も同じです。30ページの高齢者部分休業、これも10条の6の第3項に「校長は、」「教育委員会に提出しなければならない。」とあります。これは校長ですね。第2項が「職員は、」「校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。」。

3番目の自己啓発等休業、30ページですが、10条の7をご覧ください。この第1項、「職員は、」「校長を経由して任命権者に提出しなければならない。」。ここは教育委員会ではなくて任命権者とあります。教育委員会と任命権者、言葉を使い分けてあります。31ページにもやはり任命権者になっていて、自己啓発等休業については任命権者のところにどうも最終的には書類は提出されるようですね。この違いはどこにありますか。

**学務課長** 申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思えます。

**委員長** どうぞ。

**学務課長** 千葉県教育委員会あてと松戸市教育委員会あてがございますけれども、千葉県教育委員会あてにつきましては辞令が出る。辞令の出ないものにつきましては、松戸市教育委員会あてという形で処理をさせていただくことになってございます。申し訳ございません。

**委員長** ということは、辞令が出るものについては任命権者という言葉を使う。

**学務課長** そうですね。千葉県教育委員会の方に出させていただきます。

**委員長** ということだそうです。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。私が見た限りで気になったのはその点でした。あとは書式等は形式的なものでしょうから、特によろしいかと思えます。

**山田委員** 制度がある以上、活用していただいて、特に先生方の仕事の上での環境も大変厳しいと思えますし、これは先生に限らずそうかもしれませんが、こと子どもたちに影響を与え

る立場でいらっしゃるわけで、自己啓発等の、例えば休業で知識・見識を広められるというのはあるべきだと思うんです。ぜひつくった限りは活用していただきたい。つくるというか、制度をここで再整備をされたのであれば、ぜひ活用していただきたいという感想です。

**委員長** そういうことですね。教員の皆さんには初任者研修、何年研修、何年研修というのがあって、特に大きいのは10年目に行われる更新等があると思います。これらその研修はもちろん重要ですが、それだけではないと思うんです。特にこの自己啓発等休業というのは、31ページをご覧ください。中身を見ると、千葉県教育委員会に提出するわけでしょうけれども、「大学等課程の履修又は国際貢献活動」、に使えるわけで、10条の7の1項はこういう内容を言っているわけです。

これを見ると海外での研修等も可能ですよね。

**学務課長** はい。

**委員長** これは非常に重要だと思っています。特に松戸市がこれを大いに利用して欲しいのは英語教育のためです。英語教育を行う教師についてはできるだけ教師自身が海外で研修を受けて、それを子どもたちに還元するというこのためにこれを大いに使って欲しい。そういう海外での研修を大いに活用して欲しいと思っています。

そんな意味で、山田委員おっしゃったように大いに活用して欲しいというのは、僕はそんな気持ちを持っていました。

ちなみにそういう場合は経費はどこから出るんですか。

**学務課長** 基本的には自費でございます。

**委員長** 有給であるということは確か。

**学務課長** 無給でございます。

**委員長** その間、無給になる。

**学務課長** 無給です。休業でございますので、籍はそこにはございますけれども。

**委員長** 自己啓発ですから、普通の休業と違うわけで、研修の休業ですから、これはやっぱり有給で、かつできれば何か奨学金を出してほしいというのが僕の気持ちです。大学には在外研修期間やサバティカル・イヤーという制度があって、1年間休めます。もちろん、その間は有給です。特別研究手当を出すこともあります。

そういう意味で、ある程度の資金手当をしないと、実現は難しいんじゃないでしょうか。今後の検討事項になると思いますね。よろしいでしょうか。

それでは、議案第40号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第40号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

**学務課長** ありがとうございました。

---

◎平成24年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

**委員長** 次に、議案第41号「平成24年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

**学務課長** 議案第41号「平成24年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明させていただきます。

松戸市立高等学校管理規則第19条から21条の規定及び7ページにあります採択に関する方針、8ページにごございます選定の観点に基づきまして、校長が選定しました平成24年度に使用する教科書について採択をしていただくため、提案するものでございます。

松戸市立高等学校で使用する教科書の選定及び採択につきましては、先の教育委員会会議においてご案内させていただいたところです。これに基づき、本件は市立高等学校協会で選定報告を受け、関係法令等に照らし、適正に選定されたものを確認いたしましたので、本日の会議にお諮りしております。

議案の内容に先立ちまして、数学Aの教科書が来年度、新1年生分と新2年生分の2種類ございます。先日、お手紙にてご連絡させていただきましたけれども、新1年生は新教育課程で、2年生につきましては現在の教育課程での教科書ということになります。同じ教科ですけれども、学年によって使用する教科書が違いますので、ご了解ください。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず、2ページ及び3ページをご覧ください。校長が選定しました教科書の一覧でございます。左側から、科目、教科書名、新規継続の別、出版社、学年、学科の順にまとめてございます。そこにあります「新」というのは、来年度、新規に採用する教科書であり、それをまとめたものが次の4ページの「新規選定教科書 採択調査票」でございます。その中の採択の方針欄の各項目についてご説明させていただきます。

まず、採択の方針の教育課程に即しているかですけれども、平成24年度の市立高等学校教育課程に定められた教科科目に合致した教科書を選定しているかどうかについて確認したものでございます。選定した教科書につきましては、いずれも平成24年度の市立松戸高等学校に定められた教育課程に合致したものでございました。次の項目にはそれぞれ記載のある年に文部科学省の選定を受けていることを示しております。平成23、平成23、平成18、19、23、23、23、18、18、19となっております。

第3番目の項目につきましては、各教科担当等で十分に協議した上、校長に具申され、それを受けて校長が決裁し、選定したものであることを確認しております。

4番目の項目につきましては、5、6ページの校長の選定報告書及び参考資料にあります選定履歴書により、生徒の興味、関心及び進路希望等を考慮して、生徒にふさわしい教科書として選定されたものであることを確認してあります。

以上、事務局で事前調査した結果、すべての教科書は教科書採択の方針に合致しておりましたことをご報告させていただきます。なお、選定理由書につきましては別冊として教育委員の皆さんのお手元に配付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。また、選定された教科書は奥のテーブル、上の奥になりますけれども、に並べてございます。

以上、審議の程よろしくお願いいたします。なお、教科書の選定結果につきましては、市立高等学校校長よりご説明申し上げます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

それでは、正木校長、お願いします。

**市立松戸高等学校長** 今、学務課長から説明のあった続きでございますが、選定の経過報告についてまず説明申し上げます。

例年と日程的にはほぼ同じ流れで動いております。5月11日、平成23年度高等学校教科書選定連絡協議会、第1回が開催されまして、教務主任が出席しております。

その翌日、市教委から「平成24年度使用教科書の選定について」という文書について受理いたしました。これを受けまして、16日、教務部において選定の方針、選定手続を確認しまして、各教科の方の連絡をいたしました。

そして同日、「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」について確認した上で、以下の趣旨で選定作業に入るように私の方で指示をいたしました。その趣旨とは、①から⑤までのところでございますが、今、学務課長から話があったとおりでございます。

③にございました選定に際しては、教科・科目を担当する教諭の意見を初め、学校評議員の意見を聞くなど、より広い視野からの意見を聴取するべきでしたが本年度3月、学校評議員会を開いたところ、大震災の数日後であったために、評議員のほとんどの方が欠席をされて、そこにまで議題が至らなかったことをここでまずご報告申し上げたいと思っております。趣旨についてだけは参加された評議員にはお伝えしました。

④で学校の実態、生徒の学力に応じた、最もふさわしい教科書を選定するものとする。これは我々が中心になって選択したところでございます。

それ以降につきまして、特に例年と違うところはございませんので、選定した教科書の説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。

**委員長** はい、お願いします。

**市立松戸高等学校長** まず、教科書の新たな選定でございますが、書道Ⅰ、Ⅱを除きまして、すべて平成24年度からの理科、数学の前倒し実施にかかわる変更でございます。従いまして、既に本校では大体3年をサイクルに同じ教科書会社を使用して、3年ごとに見直しをするということで、実をいいますとそのサイクルに入っているときに変更するわけでございます。そうでない時には、1年で変わったときには2年になった時、3年になった時、順次学年送りで変更されていくわけでございます。今回ほとんどがそうしたケースでございますが、新教育課程にかかわる部分ですので、少し丁寧に説明したいと思っております。

まず、小中学校と同様に、高等学校も平成24年度から理科と数学のみ新教育課程の前倒し実施となります。従いまして、来年の新入生は理科と数学だけは新教育課程、2、3年生は旧課程ということで、大変複雑なことになります。さらに、新課程は内容を踏えますので、既にご説明があったと思いますが、同じ教科名でありながら中身が違っております。数学Ⅰ、あるいは数学Aなどはその例です。数学Aなどは新課程では1年から、旧課程では2年から学習しますので、違う教科書、同じ数学Aを1年でも2年でも新たに採択をするという、非常に複雑な事が起こっております。

まず、数学でございますが、数学Ⅰは、1年の普通科と国際人文科が使用しております。昨年度より数学が教科書を実教出版から東京書籍に変更しました。今年は学年送りの年度でございます。数学Ⅱに関しましては去年1年生の時にかえておりますので、新1年生も同じ東京書籍となります。そして新たに数学Aを実施する旧課程の2年生と新課程の1年生がやはり同じように数学Aを東京出版に変更いたします。

昨年度変更した理由としては、問題の精選、それからレベル等が本校の生徒の実態に合っ

ているということが理由であることは、昨年度ご説明したとおりでございます。

数学Aに関しましては、先程申し上げましたように、24年度は新課程では1年生、旧課程では2年生、同時に始まるということでございます。そして、国際人文科も数学Aに関しては2年生で行うということで、数学Ⅰ、数学Ⅱ、それから数学Aの新課程、旧課程ということで、4つの教科書が新たに入ります。

次に、理科でございますが、理科が単純に言いますと、今まで例えば生物であれば簡単な方が生物Ⅰ、難しい方が生物Ⅱということで、1年、2年、あるいは1年・3年、2年・3年というふうに履修をしておりました。新課程では簡単な方が生物基礎で上位科目が生物というふうになりました。特に上位科目である生物、化学、物理等については内容が豊富になり、4単位に時数が増えるというのが新教育課程の特徴でございます。

ところで、国際人文科ですが、これは普通科でもどちらかという文科系に特化した学科でございます。そういう学科のために、生物、地学、物理、化学が網羅されている「科学と人間生活」という新しい教科書が生まれました。これを新1年生の国際人文科で導入することになり「科学と人間生活」という教科書が新たに採択されるということになりました。中身についてですが、採択の理由は実物写真、豊富な図解、それから今の我々の生活に密着した科学的な視点におけるトピックスなどが豊かに取り入れられているというのが一番大きな理由にはなっております。本校では国際人文科については2、3年生では唯一、理科の科目で化学を勉強することになっております。その化学の内容が一番きちんとした教科書がこの実教出版の「科学と人間生活」であろうということで、これを採択する事としたところでございます。

同じように、「化学基礎」でございますが、「化学基礎」は1年生の普通科から導入することですので、今現在、旧課程で使用している「化学Ⅰ」を使っている第一学習社の教科書と同じ会社を変えずに継続して使っていくということで、第一学習社の教科書を採択ということになりました。見開き1単元で大変授業に使いやすいというのが一番の理由でございます。

次に地学ですが、地学は本年度、非常に専門性の高い教員が赴任致しました。実は昨年まで本校は地学の専門家がおりませんが、今年の4月の異動で地学の知識が豊かで、専門的な教員が着任しました。今まで使っていた教科書より、より本校生徒の実態に即した教科書ということで選定したのが「地学基礎」、そして「地学Ⅰ」の新しい教科書でございます。これは、地学というのは非常に需要の少ない教科書でございます。その中で最もオーソドックス

クスな体系にまとめられておりまして、授業が單元ごとに構成しやすく、なおかつ参考書も買えないような子どもが多い中で、自学自習をするのに非常に細かくつくられているということで、この地学の教科書、「地学基礎」と「地学Ⅰ」を本年度新たに採択したところでございます。

最後、書道でございますが、書道は本来1年生の教科書だけを見直すというような趣旨でございましたが、今回2年生の教科書も変更することになりました。最大の理由は、2年生で篆刻という判こを彫る教材を扱いたいのですが、従来の教科書ではそれに関して余り詳しく載っておりません。1年生で今回使うようになる教科書Ⅱの方は大変そのことが詳しく載っているので採択をお願いしております。

なお、書体、あるいは書風という面からも、非常にビジュアル的な教科書です。本年度まで使っている教科書はどちらかというと小中学校で書道を習っているような、ちょっと専門性の高い教科書でした。今回採択していただく教科書は素人でも親しみやすい、そういう趣旨の教科書であるということですので、新たに採択することにしたわけでございます。

雑駁でございますが、新たに採択する教科書10種類についてご説明申し上げました。なお、来年度の採択分につきましては25年度から、全面的な新教育課程の移行となりますので、少し数が多くなるかと思われます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。議案第41号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**山田委員** ちょっと教えていただきたいんですが、理科の分野の受験科目というのは変わらないんですか。

**市立松戸高等学校長** これは受験内容によって違うのですが最終的には理科系の大学へ進学するのでしたら理科の教科で受験し、文科系に進学する場合には文科系の科目を選択するということです。入試では、新課程で出てくる「化学基礎」という教科での受験も可能というふうに聞いております。

一通りどの普通科においてはどの学校へ行ってもセンター入試で困らないような形になると聞いております。本人が将来進みたい進路に合わせられる教育課程を組んでいきたいと思っております。国際人文科の場合には、理科系に進学するには、理系の科目が少ないので少し厳しいと思います。文科系の、特に私大、あるいは国立大を受ける場合には十分可能なシ

ステムになっていると思います。

**山田委員** 「科学と人間生活」という新たな教科書、そういう授業ができるわけですね。それは受験をしようと思うと、それだけでは……。

**市立松戸高等学校長** その科目もセンター入試で受験できると思います。

**山田委員** センター入試でそうなるんですか。

**市立松戸高等学校長** はい。今までも「理科B」だとか、「生物」、「地学」が同じように「理科A」とか「理科B」という科目が受験科目としてありました。要するに、自分のとってきた教育課程と、それから大学のニーズによって受けられる科目というのは決められていますから、「どうしても自分は理科Bで受けたい」とか、あるいは今の「科学と人間生活」ですか、これで受けたいと思っても、大学がその科目を指定しなかったら受験科目にできないということになります。

**山田委員** そうすると総合的な理科を教えるとなると、先生方の対応とするとある程度できるものなんですか、すぐ。

**市立松戸高等学校長** 問題ありません。高等学校の場合には、物理、化学、地学、生物、それぞれの専門家ではありますが、中学校レベルぐらい、要するに横断的な科目になると中学校の理科を少し難しくした程度の内容ですから、それは十分対応できます。ただ、例えば私もそうですけれども、物理の専門家に生物の上位科目を教えるとか、生物をやっている人間に物理の上位科目を教えるとなると、これはちょっと苦しいですね、高等学校ではですね。

**川村委員** 選定理由を見ても、本当に慎重に選んでいるなということを感じております。1人の教師だけじゃなくて、教科担任が集まって、そこでどんな内容かを検討されて、そして教務部会にかけられるという。この手順については私はいつも感心しています。本当によくやってくださっているなと思っております。

2つ目なんですけれども、高等学校は平成25年に新学習指導の完全実施に入ります。それを受けて、理数系については前倒しでやってきているということですね。これはちゃんと捕らえてやってくださっていることについても本当にありがたいと思っています。

あと、大学の進学率で、難易度が一応Bになっていますが、このレベルでどうでしょうか。

**市立松戸高等学校長** 今、夏休みに入りましてから12～13講座、平常時でも17～18講座でしょうか、進学補習が行われております。特に本校の場合、予備校へ行くだけの経済的余裕のない生徒が多ございますので、教科によってはゼロ時間目といって朝、それから教科によっては7時間目といって放課後、かなり補習は熱心にやっております。3年生は部活を引退し

て約半数が補習に参加しております。

私どもの市立高校は1つの中学校から大体少ない学校でも10数人、多い学校になりますと30人ぐらいが入学してきます。一番多かったのは一中から33人、それから四中、六中は30人前後入ってきます。ということは、中学校の丸々1クラス分の生徒が入ってくるようになります。従いまして、学力的に申しますとかなりの幅があります。市立高校は真ん中ぐらいの学校だと思っていられるかもしれませんが、ボーダーラインが真ん中ぐらいにあるということで、かなり優秀な子も入ってきます。

ですから、一番の悩みは他の県立高校に見られないぐらいの学力差がある学校ということです。そのために個々に応じた授業を、要するに選択を多くする必要があります。たとえ、人数が少なくてもやりたい科目がとれるようにしていくことが大切です。これは私の持論ですけれども、例えば数学の「チャート式」という参考書がございましたけれども、この一番難しい本を選んだ生徒は大して伸びなかったです。意外に一番基礎的なものをしっかり身につけている、理解している方がよっぽどできる可能性が高いのです。要はまず基礎がしっかりできていて、正しい訓練を繰り返して、主体的に学ぼうとする姿勢が生まれるかどうかが一番大きなポイントだと思います。大切な事は主体的に学ぶ生徒、学ぶ習慣をつける生徒を育てることが大事ではないかと思えます。

なおかつ、自分が目覚めたときに「勉強したい」という教育課程の体制をいかにつくっておくかも重要です。今、市松ではそういう受験科目なんかを勉強するときには、多くの場合、大体20人から25人で授業をやらせていただいております。そういう面では非常に充実しておりますので、それをさらに充実できればいいと個人的には思っております。

**川村委員** ありがとうございます。

**委員長** そうすると、難易度B、B、B、Bというのは余り意味がない、それにこだわる必要はないということですか。

**市立松戸高等学校長** そうですね。ただ、国際人文科は見えをはって教科書を、英語はCを使って、だから、それにたえるだけの内容の授業をやっているのではないかというふうに思っています。

**山田委員** 教科書の選定については、川村先生もおっしゃっていましたが、その手順をしっかり踏んでやっっていられるということの中で、よろしいのではないかと思います。その中でも教育課程が変わっていく中でまたいろいろことしの苦労というのがあったと思うんですけれども、特に何か迷う部分とか、観点が示されてはいますけれども、意見が分かれ

ると、いろんな意見が出た科目というのはあるのでしょうか。

**市立松戸高等学校長** ちょっとご想像いただければと思うんですが、教科会をやっても英語ですと教員が13人ぐらいおります。理科、社会で講師まで含めると8人、9人おります。ですから、実を言うとみんな意見と言っても専門も違うので、意見が分かれています。結局その教科の専門、一番専門性の高い人間の意見に最終的には落ちつくこととなります。そろそろ見直しの時期にきているとか、こういうところが問題だという意見が出てきます。だとすれば「こういう方向に行った方がいいんじゃないか」というふうにその教科に関して一番専門性の高い人間が全体をまとめていくという形で決めていきます。なかなかすぐに合意して話し合いで決めるというものではございませんので。

ですから、そういった面でいうと新しい教科に力のある人間が入ってきた場合とか、新たな教材を開拓しようというときに、やっぱりそういうニーズに応じた教科書にかえるというのも一つの流れではないかなというふうに思っております。

ちょっと各教科の話し合いに盛り込むというよりは、最終的な報告を聞くだけでございまして、その辺の流れについてはすべて把握しているわけではありません。

どうですか、青山先生。

**学務課指導主事** 学務課、青山でございます。昨年度まで市立松戸高校にいました。

私は英語を担当させていただきまして、やはり人数が多いので、そこら辺の授業の流し方とか考え方によって、やはり若干もうちょっと教科書を難しくしたほうがいいんじゃないかと、そういう意見はあると思います。

ことは2年生の英語科で習熟度学級になっております。2クラスが3展開になっているということでございます。これを行うに当たりましては、上のクラスには難しい教科書を別に採択という考え方もあったと思いますが、結局同じ教科書を使って、上のクラスではさらにプラスして難しい内容を教えるという形の授業形態になっております。ですから、やはり新しいことを始めるに当たりましては、もちろん教科書の選定というのは非常に大切になっておりますが、現段階ではみんなとてにかく話し合っ、生徒に合ったものということを最優先に考えております。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。

**川村委員** ちょっと外れているかもしれないが、今、原発の問題がありますよね。ベクレルだとかセシウムとかシーベルトについて、その辺あたりのところは部会でも出されていますか。

**市立松戸高等学校長** ちょっとそれは何ともわからないですね。申しわけありません。

**委員長** 先程の正木校長のお話では、地学でいい先生がいらしたということでした。選定理由書を見ると地学で印鑑を押しておられる先生がおられますが、これを見ると地震や火山の内容ということ時代への適合の中で強調しておられますね。それを考えると、今、川村委員の質問されたことも恐らく場合によっては徐々にそんなことも検討していただきたい。いい先生が来られたんで、地学を選ぶ人がふえるかもしれない、それは考えられますよね。

**山田委員** すみません、何回も。あとは正木先生のお話を聞いていると、大体学校の目指している教育といいですか、レベルといいですか、上げていこうというベクトルがあるようで、大変心強く思っています。私も中学、高校と寮に入っていましたので、塾というのは全然行っていないんですけども、やはり教科書をしっかりやれば十分だというのはおっしゃるとおりだと思いますので、経済的な問題もあるかもしれませんが、塾に行っている行かないでなく、できるんだという教育を、市立高校ですからぜひ目指していただいて、成果を。成果というのはちょっと何ですか、受験がすべてではないと思うんですけども、大学入試という結果が出ると思うので、ここがなかなか厳しいところかと思えますけれども、ぜひそこはトライをしていく学校になっていただきたいなと思えます。よろしくお願いします。

**委員長** ほかにいかがでしょう。瀧田委員、よろしいですか。

**瀧田委員** はい。

**委員長** 何かありますか。

**瀧田委員** いえ、結構です。専門の先生が十分検討していただいて、細やかに気を配って教科書を選択してくださっていると思えました。どうぞよろしくお願いします。

**委員長** 八田委員、何か。

**八田委員** お話を聞いておりました、風邪引いて申しわけございません。松戸市立高校が目指しているものとか、独自性と言うかもわかりませんが、そういうことがすごく理解できて納得したんです。本当によくわかりました。

**山田委員** 数学の選定理由書が、こういう省力化していただくのはいいんですけども、恐らく同じ出版社のものを使って理由が一緒だからそうなんだろうと思うんですけども、やはり教科書を選ぶというのは学校しかできない、大変子供たちへの影響も大きいところがございまして、全く同じだから同じなんですよと言われればそうかもしれないんですけども、何かこの数学の1人の先生がババーンとつくったように見えるんですけども。そこら辺は表現の仕方だと思いますが、恐らく苦勞をして選定されていると思うので。それが書面上、

伝わるといういなということは思いました。感想です。

**委員長** 正木先生には中学から市立松戸高校に特に行っていただいて、松戸市の教育方針、政策、それらが小学校、中学校で終わってしまうのは惜しい、それをぜひ高校までつなげられないものかというようなことで、そのミッションをもって市立松戸高校に行っていただいたという経緯があります。そういう意味では、お聞きしている限りではその成果がだんだんはつきり出てきているんじゃないかなという印象を持ちました。そういう意味でもぜひ継続していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかに特によろしいですか。教育長、何か。

**教育長** 特にありません。

**委員長** ないようでしたら、これで議案第41号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第41号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。どうもありがとうございました。

---

#### ◎平成23年度9月教育費補正予算について

**委員長** 次に、議案第38号の審議に入ります。

本議案及び議案第42号は、議案の審議に先立ち、秘密会として開催することと決定した案件であります。したがって、松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、傍聴人はここでご退席願います。

(傍聴人退室)

**委員長** それでは、議案第38号「平成23年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。ご説明願います。

**企画管理室長** 議案第38号「平成23年度9月教育費補正予算について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成23年度9月教育費補正予算について、9月定例市議会に議案を提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案の理由でございますが、平成23年度9月教育費補正予算を要求するためでございます。資料2ページをお開きください。初めに、歳入でございます。

使用料。教育使用料の保健体育使用料でございます。補正額はマイナス85万3,000円でございます。内容といたしましては、東日本大震災の影響により中央公園プールが今期休業となったことによりまして、使用料を減額補正するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、資料3ページをお開きください。歳出でございます。

教育総務費の事務局費、事務局運営事業でございます。補正額は25万円でございます。内容といたしましては、県立松戸南高等学校に定時制教育振興会が設立されたことに伴いまして、同振興会の事業に対する費用の一部を負担するものでございます。

続いて、小学校費の学校管理費、小学校管理運営事業、中学校費の学校管理費、中学校管理運営事業及び高等学校費の高等学校管理費、高校管理運営事業でございます。補正額はそれぞれ716万1,000円、325万5,000円、16万3,000円でございます。内容といたしましては、市内小中高等学校での外部被曝の放射線量を長期的に各学校で測定できるよう、積算線量計及び放射線測定器を購入するものでございます。

続きまして、小学校費の学校建設費、小学校施設整備事業及び小学校冷房化事業でございます。補正額はそれぞれマイナス217万円とマイナス4,000万円でございます。内容といたしましては、東日本大震災による原発事故の影響に伴い、学校の芝生化事業を中止したこと、また学校施設の耐震化を優先するため、小学校冷房化事業を中止したことにより減額補正するものでございます。

次に、小学校費の学校管理費、小学校施設維持管理事業、中学校費の学校管理費、中学校施設維持管理事業及び4ページでございます。高等学校費の高等学校管理費、高校施設維持管理事業でございます。補正額はそれぞれ5,840万8,000円、2,654万8,000円、504万4,000円でございます。内容といたしましては、東日本大震災による原発事故の影響に伴い、市内小中高等学校の側溝清掃、校地整備等委託を行うものでございます。

続きまして、社会教育費の青少年指導費、青少年自立支援事業でございます。補正額は13万2,000円でございます。内容といたしましては、こどもの遊び場の放射線量を長期的に測定できるよう、放射線測定器を購入するものでございます。

次に、同じく社会教育費の青少年指導費、青少年自立支援事業でございます。補正額はマイナス437万円でございます。内容といたしましては、東日本大震災による影響を踏まえ、こども祭りが中止となったことにより減額補正するものでございます。

続きまして、社会教育費の青少年指導費、幼児教室運営費補助金でございます。補正額は

40万円でございます。内容といたしましては、東日本大震災による原発事故の影響の対策として、2カ所の幼児教室に除染のための備品購入及び除染のための費用に対する補助金を交付するものでございます。

続きまして、保健体育費の体育施設費、松戸運動公園管理運営事業でございます。補正額は13万2,000円でございます。内容といたしましては、各スポーツ施設において放射線量を長期的に測定できるよう、放射線測定器を購入するものでございます。

次に、保健体育費の体育施設費、松戸中央公園プール管理運営事業でございます。補正額はマイナス698万3,000円と、下段に移りましてマイナス270万3,000円でございます。内容といたしましては、東日本大震災の影響により、中央公園プールが今期休業となったため、施設維持管理費を減額補正するものでございます。

以上、平成23年度9月教育費補正額は合計で4,526万7,000円の増額を要求するものでございます。

なお、ご質問につきましては担当課からご説明をさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**委員長** どうもありがとうございました。議案第38号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

秘密会にさせていただいた根拠は、歳出のところで、学校等に空調を入れるという、その経費が、それを今回は工事をやめて、放射線被害に対する費用及び耐震化費用に充てるという趣旨の補正の組み方になっております。小学校等の冷房化事業は既に承認された事項です。その意味では、市長にそのような目的の変更等がありますので、あえて秘密会とさせていただきました。ご了承ください。

内容について何か特にご質問ございますか。

**山田委員** 仕組みが、もう予算の枠がある以上、何かやろうと思ったら何かを削らなくちゃならないということで、ここを引っ込めるということなんですか。あるいは放射能への対応等は当然やらなくちゃならない。これが最終的に市の負担でやらなくちゃならないのか、あるいは今後東電へ賠償請求をしていける筋合いのものなのかというようなことも含めて、冷房を削るのは私は結論としてはいいと思うんですけども、そういう選択以外の選択というのは、つまり両方やるといったようなことがなかったのかなど。もう7月終わりですから、冷房のお話は今からじゃとても間に合わない話ですから、事実上そうやって決定をしてきた

んだと思うんですけれども、そういう選択にせざるを得なかった理由を。

**委員長** お願いします。

**企画管理室長** 私の説明が不明瞭だったということをまずお詫びしたいと思います。というのは、芝生化の事業の中止と小学校の冷房化事業の中止をご説明させていただいたのですが、芝生化の事業の中止は原発事故の影響ということです。それと、小学校の冷房化事業の中止は、地震が起きたということで、松戸市で小中学校学校施設の耐震化を進めているんですけれども、その前倒しにさせていただきたいという気持ちで冷房化を中止するという。原発の関係ではなくて、大きな地震が起きたので、耐震化事業を前倒しにしたいという意味でございます。

**委員長** いずれにせよ、冷房化を優先するか、耐震装置を優先するかということで、予算の組み方の基本的な変更になりますよね。そういう意味で秘密会にさせていただいたこととありますが、それに伴って原発事故に伴う事後処理の費用も非常に問題になります。山田委員が質問されていましたが、これは前回でもちょっと話題になったかと思うんですけれども、国が一部についてはちゃんと費用を負担すると。土地を削って、それを処理することについては、国が費用を負担するというような報道もありました。その補正を国がどういうふうにして組んでいるかということは問題がありますけれども、そういう意味で、場合によっては松戸市がこうやって補正を組んだものが、後で国の補正予算によって補てんされるという可能性は出てくると思いますね。まだ確実じゃないでしょうけれども。その辺は、事務局、どうでしょう。

**教育施設課長** 今お話がありました国の補助事業がございます。これにつきましては、補助対象となる放射線量の基準なんですけど、毎時1マイクロシーベルト以上を対象としております。現在、学校の校庭で定点測定を実施しております。その中ではおおむね0.3マイクロシーベルト前後ということになっておりますので、この補助対象にならないと判断しております。ただし、それ以外の一般的に言われています側溝だとか、水たまりだとか、草があるところが高く出る傾向があるというお話をいただいています。その辺、私どもも学校の校庭を詳細に、検証しております。

その中で、現時点では、局所的にですが高く出るところがあります。その辺は確かに1マイクロシーベルトを超えるところもありますが、それはごく限られたところなり、おおむね平均にしますと1マイクロシーベルト以下になるということを現時点で把握しております。

以上でございます。

**委員長** そうすると、やはり市の独自の予算で行うということですね。

**教育施設課長** そのようになると思います。

**山田委員** そうすると、さっきおっしゃった耐震設計の前倒しは補正は出ないんですか。

**企画管理室長** これは補正ではなくて、もともと予算に組み入れていますので、事業として現在進めております。

**山田委員** わかりますけれども、だとすると、ここの4,000万よりそっちが先だろうというのは、お金の面ではないんですか。

**企画管理室長** 冷房化より耐震化を優先したいということです。

**山田委員** そういうことをおっしゃったので。これは支出したのは。

**企画管理室長** 耐震化事業にこのお金を持っていくということです。

**山田委員** ここへお金を持っていかななくていいんですか。

**企画管理室長** 持っていきます。マイナスになっておりますので。

**山田委員** どこにそのプラスが出ていたでしょう。

**委員長** 施設課長、どうぞ。

**教育施設課長** では、私のほうから補足させていただきます。

現在、冷房化事業で4,000万円の設計委託事業費がございます。これを今回見送りました。それとまた今後予定される工事費があります。それが今後3年間で設置工事を予定しておりました。1年度10億ぐらいの予定で3カ年を計画しておりました。平成24、25、26年度の、3カ年で執行する予定がございました。それにかかる経費があります。それを今後は今回の大地震を受けまして、耐震をより最優先に事業として行っていきたいということで、そこに係る経費を充てようということで、今回は補正では耐震に対する補正は組んでおりません。24年度からの設計業務委託と、25年度からの耐震改修工事費に充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。ということが正確な内容です。

**山田委員** じゃ、今年引っ込めて、今年そっちに使うんじゃないかと、そこは単純に減らすということですね。何だかわからないけれども、そういう仕組みがあるんですか。

**教育施設課長** 予算上はそういうことなんですが、財政面でいいますと減額の部分と、先程の校庭整備事業、側溝清掃事業がございます。これが9,000万ほど予定しております。それがプラスになる、新事業になり、そちらは増となりますので、最終的に4,000万は新事業へ充

てることになります。減額が4,000万だけではありませんので、ここで補正されるものが幾つかありますけれども、そういうものを総合して減額するもの、そして増額するものを今回の補正で調整するというふうに行うと思います。

以上です。

**委員長** そうですね。4ページをご覧いただくと、補正前の額のトータル合計が5億9,177万4,000円、補正要求額が4,526万7,000円、補正後の額が6億3,704万4,000円というように数字がでています。したがって、減額された分と補正で新たに組まれた分をプラスマイナスすると4,526万7,000円が補正において増加する額だという理解でよろしいですか。

**教育施設課長** そうですね。

**委員長** お金ですから、このお金はここ、このお金はここというわけには仕分けされていないで、結局は使われなかった分を今回の特別な事情に充てようというのが結論だと思いますね。いずれにしても、耐震工事については設計費等、その調査費等はこの4,000万程度の金額で来年度の予算で出てくる可能性はあり、場合によっては工事費としてその次の年あたりから10億円程度のものが3年のスパンで出てくる、ということですが、その可能性は予測されるわけですか。

**教育施設課長** 単年度会計なもので、今年度は今年度の予算です。そしてまた24年度は新たに24年度で組まれるということになります。

**山田委員** すみません、だとするとやっぱりこれは耐震化を当然優先しなくちゃならない。それは大きな方針でいいんですけども、4,000万の冷房化を原発対応にことし充てているわけですね。それを耐震化に充てると室長がおっしゃったので。だから、耐震化には当たっていないのに、どっちが筋なのかがちょっとよくわからない。

**生涯学習本部長** 耐震化を優先するというございますので、今回冷房化の設計委託をいたしますと、次の年は工事をすることになります。工事をいたしますと1校3,000万ぐらいずつかかっていくわけですが、その3,000万ぐらいずつかかるものを耐震化に向けるということになります。

**山田委員** 来年の工事費にですか。

**生涯学習本部長** そうです。予算というのは次の年というふうになりますので、この件に関しては今回設計委託をいたしませんので、次の年の工事はしないことになります。ですから、そこに耐震化工事を入れていくということになるので、金額的にはそこに充てるということに最終的にはなります。

山田委員 わかりました。

委員長 考え方としてはそういうことでよろしいですね。

山田委員 わかりました。

委員長 瀧田委員、何か。

瀧田委員 私はどうしても社会教育の立場から拝見させていただいてしまうんですが、学校の方は放射線測定器購入費と除去をしたり等の費用が入っているんですが、社会教育費のこども遊び場、市内にはたくさんあると思いますが、それを測るとというのが13万2,000円ですか。それから、体育施設も13万2,000円。これは測定器を購入する費用で、除去したり、作業を行うということが特に補正予算の中には入っていないというふうに拝見するわけですが、それは他の部署の事業で行われると解釈してよろしいのでしょうか。

それから、中央プールはゼロになっておりますが、一切補修ということではなく、今年度はそのまま何も手をつけずという形なんでしょうか、又は、何か方向を検討しているのでしょうか。来年度にすべて回すということなんでしょうか。ちょっとご説明ができればお願いしたいということですが。

青少年課長 青少年課で管理をしておりますこどもの遊び場は、現在市内に60カ所ございます。それで、放射能測定器を購入ということで、今回9月の補正を予算要求させていただいています。実際、測定器を購入した後、測定をしまいいります。これは一番最初に測れば当然数値が出てくるわけです。それに対してどこを対応しなくてはならないのか。要はアバウトな概算でやるよりは実際測った後に対応すべきということで、その後の対策について、例えば表土を取りかえることが必要なのか。そういったものを含めまして今後も費用が必要となれば、12月補正、3月補正でまた考えていかななくてはならないかもしれません。測定をさせていただいて、その数値を測ってまいりたい、そういう方向でございます。

瀧田委員 わかりました。じゃ、スポーツ施設はそれに準じたということですか。

(「はい」の声あり)

スポーツ課長 今回同じく13万2,000円については測定器購入ということで、市内で予定している測定場所は運動公園を含め13カ所あります。やはり運動公園が子どもさんが集まる広場等一番測定箇所が多いんですけれども、月2回各施設については測定をするということになっております。

それともう一つ、中央公園のプールにつきましては、今回の震災で7月からのオープンができませんでした。あわせて、その被害状況がかなり大きいものですから、今後あのプール

を存続させるというのは非常に難しいということで、今現在、議会答弁でありましたように今年秋、要するに11月、来年度の政策費の計上時期、それまでには市としての方向づけをはっきりさせると。

もう1点、あそこの土地が国の所有地なんです。ですから、私どもスポーツ課といいますか、公園緑地課で国から借りて現在使用していますので、公園は公園で国との協議を進めて、あわせてスポーツ課としては今後こういった形に持っていくのかという事を検討している最中でございます。

以上です。

**瀧田委員** ありがとうございます。公園とかこどもの遊び場というのも、やはり子どもの健康ということに大きくかかわってきますので、ある意味、野外活動としては学校に準じるぐらいの場所であると思ったものですから、何か問題が出てきたときは機敏に対応していただきたいというふうに思っていて、補正予算を組まなくても何らかの形で対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

**委員長** どうもありがとうございました。

**山田委員** 数値を測ると、これを公表するという話にまたなってくると思います。実際、学校の現場だと恐らく校長先生、教頭先生が大変ご苦労なすっていると思うんですが、何ではわからないんだとか、それを教えてくれとかという声はかなり大きいと思うんです。これはここで、お金の問題はともかく、測るとそのデータを今度どう使っていくか、公表するのかというあたりについては検討されているのですか。

**企画管理室長** 測定したら公表は大前提ですつもりでおります。ただ、その頻度については今、関連部署でも詰めているところでありまして、今どの割合でどの程度公表していくかはまだ煮詰まっておりません。ただ、測定したら公表いたします。今もホームページ、また「まつど災害対策ニュース」が出ております。

**委員長** ありがとうございます。ほかに何かございますか。

**川村委員** 今の問題以外のところで、1番の教育総務費について、松戸南高校の三部制、三部制は県下で2つありますね。この中での高等学校定時制教育の振興及び発展についてですが、その振興会の事業として今一番しなければならないことは何ですか。

**教育総務課長** 県立松戸南高校でございます。これは、昭和51年に全日制でスタートしてありまして、学校の統廃合がございますので、平成18年4月から全日制プラス三部制の定時制を併置してございます。そして、全日制については23年4月、今年の新入生を最後に新たに生

徒募集というのは停止をしまして、26年度には三部制のみの高校になるという動きでございます。

補助はこのほかに東葛高校が平成元年から行っております。金額は25万でございます。学校の歴史としては東葛高校は昭和30年代に定時制ができておりますけれども、三部制の南高校、県内ですと千葉の生浜高校、松戸市が2番目になるかと思えます。いずれ三部制だけの、定時制の位置づけになるかと思えますけれども、この2校になるかと思えます。

東葛高校ができたときの定時制となりますと、やはり勤労青年ということがございますが、現在では勤労青年ということだけではなくて、学びの多様化といえますか、どうしても朝が弱い、または中学時代までに不登校を経験しているとか、いろんな状況がございます。こういうものをサポートしていくために今回松戸市内の高校にも定時制振興会ができましたものですから、振興会会長に松戸市の市長が就任して、副会長に松戸市の教育長が就任している状況下でございます。教育の機会均等といえますか、その多様性について松戸市がホストカントリーとしてバックアップをして、また周辺の市についてもご同様のご賛同を、負担をいただくつもりで学校としても動いていると伺っています。

以上でございます。

**川村委員** インターンシップ事業としてもかなりお金が必要になっていくでしょうね。はい、わかりました。ありがとうございます。

**瀧田委員** ちょっといいですか。

**委員長** はい、どうぞ、瀧田委員。

**瀧田委員** 今のお話にちょっと関連して質問させていただきたいんですけども、23年をもって全日制が全く廃止になるのですか。

**教育総務課長** すみません、説明が足りませんでした。新入生の受け入れを平成23年で停止をしているということです。

**瀧田委員** 新入生はもうないということですか。2年、3年はいらっしゃる。

**教育総務課長** はい、そういうことでございます。

**瀧田委員** 私、三部制と全日制を一緒にするときも検討委員をやらせていただいた経緯があるものですから。そのときは非常に理想的な形でと思ったんですが、全日制が廃止というのは、やっぱり希望者が少なくなってきたということでしょうか。

**教育総務課長** 先ほど申しました学びの多様化ということがございます。

**瀧田委員** 三部制のほうが要求が大きい。

**教育総務課長** ええ。伸びが非常に大きいということで、逆にこれに特化をしていくということになるかと思います。三部制ですけれども、午前、午後、そして夜間ということになります。

**瀧田委員** 異動が出来ることになっていますね。

**教育総務課長** はい。

**瀧田委員** それで異動は自由なんですね。

**教育総務課長** そうです。併用していただければ4年のところを3年で卒業ということも可能だと伺っております。

**瀧田委員** ああ、そうですか。沢山単位を履修すれば、3年でね。

**教育総務課長** はい。

**瀧田委員** ああ、そうですか。ありがとうございます。時々様子を教えていただきたい。

**委員長** 午前、午後、夜間を三部制と言っているわけですね。そのどれかが選べるようにする制度ですね。

**瀧田委員** 当初、三部制に対して全日制の人たちの反対が非常に強かったんですね。けれども、そこを併合してやっていくということでおさまったんですけど。

**委員長** 金額はわずかですけどね。

**瀧田委員** 補正金額は少ないです。

**委員長** でも、そういう意味での補正を組みたいということでもあります。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議案第38号についての質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第38号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

---

◎平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について

**委員長** 次に、議案第42号「平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

本議案については、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから

申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監、企画管理室長、企画管理室参事補、企画管理室指導主事、指導課長、指導課長補佐、指導課指導主事、教育研究所長、教育研究所所長補佐、教育研究所指導主事、保健体育課指導主事、以上でございます。その他の方はご退席願います。

(関係職員以外退室)

**委員長** それでは、議案第42号「平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

ご説明願います。

**指導課長** それでは、説明申し上げます。

議案第42号「平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

内容は、平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書に採択するでございます。

提案者は、平成23年7月28日提出、松戸市教育委員会教育長、山根恭平でございます。

提案理由につきましては記載のとおりでございますが、平成24年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、去る7月14日に開催されました教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて別紙1から別紙3の教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項に従い、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくために提案いたします。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。議事の進め方についてお諮りをいたします。

初めに、東葛飾西部採択地区協議会の状況について教育長よりご説明をいただきます。次に、平成24年度の小学校及び中学校用教科書、特別支援用図書並びに拡大教科書についての説明をしていただき、議案全般の質疑及び討論の後に全体の採決を行いたいと思います。

それでは、初めに東葛飾西部採択地区協議会の状況について教育長よりご説明をいただきます。

**教育長** それでは、西部地区の状況についてご説明をします。

平成24年度使用教科書の採択につきまして、去る7月14日に開催されました教科用図書東

葛飾西部採択地区協議会において、小学校、中学校の教科用図書並びに附則 9 条図書が選定されたところでございます。

簡単に今日までの経過を申し上げます。

最初にですが、5月12日、本市教育委員会議におきまして、本市の平成24年度使用教科用図書の採択に関する方針が承認されたところでございます。松戸市は野田市、流山市と3市から構成される同西部採択地区に属し、5月19日に第1回の協議会において基本方針、規約の承認等が決議されたところでございます。また、7月14日に第2回採択協議会が開始され、西部採択地区における各教科書が選定されました。

さて、7月14日の第2回採択協議会の内容でございますが、平成24年度の小学校教科用図書につきましては、平成23年4月7日付文科省初等教育局教科書課長名による平成24年度使用教科書の採択事務処理についての通知内にあります平成23年度は平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないことに基づき、別紙2のとおり、平成22年度と同じものが選定されたところでございます。

次に、同文書より中学校用教科書につきましては、追って送付する中学校用教科用図書目録に登載されている教科書のうちから採択するとあることに基づき、15種目それぞれの採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、当局により決定されました。

また、特別支援教育に使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書につきましては、毎年採択することになっておりますので、新規本を中心に専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、別紙3のとおり附則9条図書が選定されたところでございます。

さらに、附則9条図書の一つとなっております弱視の児童生徒のための拡大教科書につきましても、全員一致で選定されたところでございます。

その後、本市教育委員会議におきまして、本市の学校教育指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに附則9条図書のご審議をいただき、採択をしていただきたいと考えております。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向け、当協議会及び各市の採択協議会は8月31日までは非公開であることが確認されております。また、各地区協議会の選定結果は原則最大限尊重することとされておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

ただいま教育長からこれまでの経過と7月14日に開かれました東葛飾西部採択地区協議会の内容についてのご説明をいただきましたので、次に平成24年度使用の小学校及び中学校用教科用図書及び特別支援用図書並びに拡大図書についてのご説明をお願いいたします。

**指導課長** 1、平成24年度使用小学校教科用図書は別紙1のとおり、平成22年度と同一の教科用図書を使用することを確認し、採択する。

2、平成24年度使用中学校用図書は別紙2のとおり採択する。

3、学校教育法附則9条の規定による拡大教科書を含む教科用図書を別紙3のとおり採択する。

それでは、ご説明申し上げます。

初めに、平成24年度の小学校用教科書につきましては、文部科学省の通達により、平成22年度と同一のものを採択しなければならないことになっておりますので、小学校は別紙1のとおり、平成22年度と同一の教科書となっております。

中学校教科書につきましては、平成24年度の学習指導要領改訂を受け、今回全面改訂となり、採択の年になっております。採択協議会が委嘱しました専門調査員報告と協議委員による審議を経て、別紙2のとおり採択されました。

続きまして、学校教育法附則第9条図書につきましては、教科書無償措置法第14条及び施行令14条から除外されますので、毎年度採択されることになっております。特に別紙3の※印の6冊につきましては、今年度新たに加わったものでございます。特別支援学級で 사용되는教科書は、児童生徒の実態に合わせて学校が選定するようになっております。また、松戸市は学校教育指導方針において特別支援教育の充実のために、個々の児童生徒の自立と社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するよう、組織的・計画的に指導・支援する方針でございます。そのためにも実態に合わせた教科書の使用が重要と考えております。

また、拡大教科書については、本市には弱視学級があることや、平成16年度より特別支援学級の児童生徒だけではなく、通常学級に在籍する児童生徒も使用が可能となっております。これらを勘案し、教科書の選択幅を広げ、松戸市の特別支援教育の充実のためにも別紙3の学校教育法附則第9条図書をぜひ採択していただきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。この後、採択された中学校用図書について、各指導主事から説明させていただきます。1種目ずつ説明の後、質疑を行っていただきたいと思いま

す。

**委員長** ありがとうございます。いかがいたしましょう。議案が長くなりますので、別紙1、別紙2、別紙3に分けて採決を順番にとっていったほうがわかりやすいかと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 問題は別紙2の説明です。これはちょっと長くなりますので、順序としては頭の整理の都合もありますので、まず別紙1の平成24年度使用小学校用教科用図書については、これは説明ありましたように、平成23年度と同じものを使うというのが法定されていますので、これについては皆さん、よろしゅうございますね。

(「いいです」の声あり)

**委員長** 別紙1についての小学校用教科用図書についてはこれでご承認いただいたことにします。やはり一番重要なのは別紙2の平成24年度用使用中学校用教科用図書についてでありますので、これに十分時間を割いて審議したいと思います。ところで別紙3も先に審議しますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** わかりました。ありがとうございます。それでは、別紙3についても先に採決をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

**山田委員** すみません、確認なんですけれども、定価と値段が載っているのは、つまりこれは教科書として使用する場合にはいわゆる個人負担ではないという、この値段のものを使ってもらうようにするというのでしょうか。

**委員長** しかも、最近値段がだんだん上がってきています。

**瀧田委員** そうですか。

**委員長** 今回高いもので2,500円になりました。

**川村委員** 高いものがありますね。

**委員長** いかがでしょう。特によろしければ、これもご承認いただいたことでよろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、一番大事な中学校用教科用図書についてのご説明に入ります。

**指導課長** それでは、各教科について順次説明を申し上げます。

**委員長** お願いいたします。

**指導課長** 初めに、国語と書写について鳥井指導主事より説明申し上げます。

**指導課指導主事** 指導主事の鳥井と申します。よろしくお願いします。

**委員長** お願いします。

**指導課指導主事** では、国語について説明いたします。

国語は教育出版の「伝え合う言葉 中学国語」です。教育出版の教科書は現在も使用されており、小学校でも教育出版の教科書が採択されています。今回は3年生の教科書を例にしまして、3点の特色について説明いたします。

まず、1点目は学習の基礎・基本を確認しやすいということです。①の付箋がついた19ページをご覧ください。「ここが大事！」というコーナーがあります。このコーナーには単元や教材の学習のポイントが簡潔にまとめられています。説明文や小説を読むときの基礎・基本を確認しながら学習を進めることができます。考えることを通して、思考力、判断力、表現力の力を高める構成になっています。「ここが大事！」というコーナーは、小学校用の教科書でも使用されています。そのため、生徒は教材を読み進めていく上でのポイントを把握しやすいと思います。

2点目は、話す、聞くと書くことについてです。③の付箋がついている149ページをご覧ください。このページ以降に話す、聞く、書くの領域内容がまとめられています。そのため、各学校が話す、聞く、書くの領域を、教材との関連や生徒との発達段階に応じて設定しやすい構成になっています。伝え合う力を高めるために、対話力や文章表現力を重視して、日常生活や社会生活に必要な言語活動が身につくように構成されています。

また、④の付箋の172ページをご覧ください。この部分は2つの投書を比較して自分の意見をまとめる学習課題です。自分の意見を先に述べて、次に具体例を添えるなど、実生活への実用性を重視しています。

3点目は伝統的な言語文化についてです。戻りますが、②の付箋の58ページをご覧ください。3年生では「奥の細道」、和歌、漢詩が取り上げられています。今回は芭蕉の最後の句と言われる俳句などが載せられています。その句は60ページです。「奥の細道」という作品だけではなく、旅に生きた芭蕉の人生観を考えさせることができるような俳句だと思います。

また、188ページ、⑤の付箋のページをご覧ください。このページ以降に伝統文化と言語が設定されています。このように伝統的な日本文化に触れる配慮がなされています。さらに近代文学の作品も幅広く取り上げられています。1年生では芥川龍之介、2年生では夏目漱石、3年生では森鷗外が掲載されています。もちろん、香山リカさんや宇宙飛行士の毛利衛さんなどの現代文も充実しています。そのため、この教科書は現代文と伝統的な言語文化的

教材の調和がとれた構成になっていると思います。

以上のことから、国語の基礎・基本である読む、書く、聞く、話すを着実に身につけることができる教科書です。さらに1年生から3年生まで段階的に言葉の力を高めることができ、言語活動を重視する松戸市の教育施策に適合した教科書です。

以上で国語についての説明を終わりにします。ありがとうございました。

**委員長** ありがとうございます。いかがいたしましょう。国語でもしご質問があれば、それで、その後書写にしましょうか。それとも書写も一緒にご説明いただけますか。

**指導課指導主事** 先に説明いたしてよろしいですか。

**委員長** いかがいたしましょう。国語を先に質問いたしましょうか。それじゃお願いします。

**瀧田委員** 結構高度な方だろうと私は思って拝見していたんですけども、これが全部身についたら素晴らしいことだと思いますけれども。

**指導課指導主事** もちろん先ほど触れました188ページ以降は、補充資料的な部分になっていきますので、教科書で扱った部分でさらに力をつけたい、広げたいというときに利用するようになっていきますけれども、いい作品がたくさん載っております。

**瀧田委員** それって、一応教科書、3年なら3年の何月までかわかりませんが、全部終わるんですね、最後まで。それともどこまでやるかの範囲を決めるのですか。

**指導課指導主事** 188ページの前ですね。あと……

**瀧田委員** そこまでは確実にやる。

**指導課指導主事** そうですね。さらに後半の208ページ、このページ付近にいわゆる文法と言われるものが載っております。文法的なものも3年まで学習しなければいけないことになっています。現代の文法です。このページは助詞です。もちろん、文法も1年生、2年生、3年生、それぞれ教える部分がありますから、3年生はこの部分を中心、助詞などが中心です。

**瀧田委員** 一般的関心は社会とか歴史とかに集中しているようなんですけども、私は国語の教科書というのは本当はすごく大事にしていきたいと思っております。

**委員長** 加藤周一さんという評論家が、教科書問題について触れている文章をむかし目にしたことがあります。日本の国語の教科書は外国の作品をたくさん載せるよりも、日本人の作品をいっぱい載せるべきだというふうなことをおっしゃっています。その視点で見るとこの教科書は日本の作品を多く載せているという印象を受けますね。

私の知る限り、国語という表現は日本しかしませんね。よその国は、英語なら英語という表現をしますが、日本では、日本語と言わないで国語と表現しますね。

**瀧田委員** 日本語と言わないですものね。

**委員長** 日本語の教科書なんだから、日本の作品をいっぱい若い人たち、子どもたちに伝えるべきだという趣旨だと思うんですけどね。そういう意味でもこの教科書は国語の教科書として適していると思います。

いかがでしょう。質疑、討論がなければ、科目ごとに採択をしていただいた方がわかりやすいかと思います。それでよろしいですか。

それでは、国語についての採択になります。国語は教育出版「伝え合う言葉 中学国語」、これでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございました。

**指導課指導主事** ありがとうございました。

**委員長** それでは、続いて書写をお願いします。今4時になりました。2時間たちましたが、このままずっと継続しますか。それとも途中でちょっとお休みを入れますか。それでは、書写を終えたら休憩を入れたいと思います。ではすみません、お願いします。

**指導課指導主事** では、続きまして書写について説明いたします。

書写は教育出版の「中学書写」です。教育出版は小学校の書写の教科書としても採用されています。また、現在の中学校でも使用されている教科書です。今回は3点についてこの教科書の特色について説明をいたします。

1点目は、毛筆の基礎・基本が明確にまとめられているということです。1年生の①の付箋がついた8ページをご覧ください。このページでは楷書の基本的な点画を学習します。基本点画、穂先の動き、筆圧などがわかりやすくまとめられています。筆の穂先の位置を朱色で示すなど、視覚的にも毛筆の基礎・基本が意識できるように配慮されています。特に基本点画の種類の部分をご覧ください。この部分では、筆圧は力の入れぐあいを3段階で示すなど、詳しくまとめられています。この両ページに掲載されていることは、次のページの11ページをご覧ください。ここでは「風車」をお手本として扱っています。「風車」の例で示されているように、お手本を書く上での基礎・基本や注意点が簡潔に示されています。

では、2点目です。2点目は毛筆で学習したことを実生活で活かせるように構成されていることです。1年生の22ページをご覧ください。②の付箋です。毛筆で学習したことを原稿用紙やレポートにつなげるなどの学習課題です。ページの下段に、赤丸でまとめられていることの3番目をご覧ください。漢字は大きく、仮名は小さめに書くという部分です。この部

分は日ごろの学習で見落としがちなことですが、読みやすく相手に伝える言語活動の重要なポイントがまとめられていると思います。毛筆で学習したことを硬筆で活かし、さらに他の学習活動や社会生活に活かすための豊富な教材が掲載されています。

3点目です。3点目は国語と関連した授業計画が可能になることです。次は2、3年生の③の付箋、22ページをご覧ください。このページは「枕草子」や「平家物語」の冒頭の部分を書くことが学習課題です。国語の教科書で古典教材を扱う時に、古典に親しむことを目的として、古文をノートに書く課題を与えることがあります。そのときに書写の学習活動と関連させることで、ただ写すだけではなく、文字の大きさや行の中心を意識させながら学習を進めることができます。国語と書写を関連させることで、生徒が丁寧に書くことにつながり、それがじっくりと古典の文章にも触れることにつながるとと思います。

以上、3点申し上げました。以上のようなことから、この教科書では毛筆と硬筆との関連を図りながら、書写の基礎・基本を学ぶことができます。さらに授業で学んだことを活かしてポスターや手紙を書くなど、日常の言語活動につなげることができます。そのため、松戸市の教育施策に適合した教科書だと思います。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 書写については教育出版「中学書写」ということで採決いたしますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

**指導課指導主事** ありがとうございます。失礼いたします。

**委員長** ちなみに、国語につきましては教育出版と学校図書で競い合いました。最終的には教育出版に決まりました。書写につきましては最初から教育出版ということで採用されました。

以上です。どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと休憩を挟んで、4時10分に再開するというところでいいでしょうか。

(休 憩)

**委員長** 時間になりましたので、審議を再開します。それでは、次に社会、地理的分野、お願いいたします。

**指導課長** それでは、小出補佐より説明申し上げます。

**教育研究所補佐** では、中学社会地理について説明いたします。地理は東京書籍「新しい社会 地理」になりました。継続になります。はじめに基礎・基本の習得についてご説明いたします。23ページ1の付箋を開いてください。

地理学習の基礎的な知識・技能を習得し、定着を図るために、地理スキルアップが学習内容に応じて効果的に配置されています。ここでは雨温図の読み取り方の説明が東京を例にされています。22ページのように私たちの生活の場に近い東京の雨温図と比較することにより、知識・技能が着実に定着していきます。この単元の学習では、この後、連続して雨温図が7カ所に出てきます。

また、巻末256ページをご覧ください。「用語解説」では、地理学習で理解が必要な用語が丁寧に解説してあり、生徒の理解が確実になるように配慮されています。基礎・基本の確認、習得、自学自習に活用できます。

続きまして、言語活動についてです。7ページをご覧ください。3番の付箋になります。

授業ごとの「確認」、下の机といすのマークになります。学習内容を振り返り、自分の考えを自分の言葉で要約したり説明したり、さまざまな面から具体的に論述できるように工夫されています。ここでは6ページの2枚の衛星写真を見てわかることを説明することになっています。

加えて、単元末、158ページをご覧ください。「学習を振り返って」が、先程ご説明いたしました確認を踏まえて段階的に配置されており、生徒の思考力、判断力、表現力が高められるよう配慮されています。

また、学習内容は世界と日本の大項目で構成されています。それぞれ基本的な知識・技能を習得し、これらを活用し、課題を解決していくサイクルで学習が進められていきます。そして地理的学習のまとめとして、最後の「地域の調査」で調査・探求型学習を行う構成となっています。

99ページをご覧ください。5番の付箋です。「地域の調査」では、調査の手順が丁寧に示されています。まず手順を確認し、1時間単位で授業が進められていきます。ここでは言語活動を行う上での技能を取り上げたコーナーや、調査したことを話し合う活動が盛り込まれており、他者とのコミュニケーション力を養えるように工夫されています。

以上、3点によりまして本市の社会科の指導方針に適合していると考えております。

以上で説明を終わります。

**委員長** ありがとうございます。社会、地理的分野ですが、東京書籍「新しい社会 地理」、

いかがでしょうか。

**瀧田委員** 地図はまた別ですか。

**委員長** 地図はまた別です。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。3番目の帝国書院も魅力的でしたが、最終的には東京書籍が採択されました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、採決いたします。

社会、地理的分野は東京書籍「新しい社会 地理」ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

続いて、社会、歴史的分野になります。

**指導課長** 佐藤主事より説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**指導課指導主事** では、社会科、歴史についてご説明いたします。

歴史は、東京書籍「新しい社会 歴史」継続でございます。

本市の社会科指導方針に沿ってご説明申し上げます。まず、基礎・基本の定着についてご説明いたします。

付箋の21ページをご覧ください。この教科書では見開き単位時間で学習が完結されるように構成されております。導入の段階、一番初めの段階で生徒の興味・関心を喚起する資料があります。こちらのイラストになります。もしくはこの写真資料です。ここの男の子が吹き出しで「猿のようだけれども人間かな」というところで生徒の関心を高めます。ここから学習課題として、ここにあります「人類はどのように進化し、どのような生活をしたのでしょうか」というところに入り、本文に入るようになっております。

本文の方は読んでわかる教科書という概念から、歴史的事象の因果関係がわかりやすく記述されております。さらに本文を保管するための資料ですとか写真資料などが充実しております。

また、まとめの段階では先ほどの地理でも説明があったもので、一番下のものですが、確認欄というのが全ページにわたってあります。1時間でこういった授業をまとめるという作業になっております。

では、続きまして13ページをご覧ください。調べ学習を進めるに当たりまして、歴史の場

合、歴史の調べ学習のポイントがこの13ページより16ページまでポイントとしてまとめられております。非常にわかりやすくまとめられておりますので、調べ学習をする上で非常に活用できるページの構成となっております。

続きまして、254ページをご覧ください。こちらでは学習の基礎・基本となる重要語句の説明文が記載されております。用語解説という形でまとめられており、生徒にとって難しい語句の説明文が書かれているため、自学自習、自主学習に役立つページであると思います。このような用語集が記載されているのはこの東京書籍、本書だけになっております。

次に、言語活動についてご説明を申し上げます。また21ページにお戻りください。

先程も申し上げましたが、こちら下の机、いすのマークがあるんですけども、授業のまとめの際に活用できる確認欄というものがあまして、短時間で学習内容を振り返る、言語活動によって説明を自分でするという内容になっています。例えば、今回であると旧石器時代と新石器時代の違いを、道具、食べ物、生活、この3つのポイントで説明するという内容になっております。

最後に、56ページをご覧ください。各単元末には「学習を振り返って」というページがあります。説明文ですとか年表の作成、それから地図等の資料の活用などによって、生徒の思考力、判断力、資料活用能力などが向上するものと思っております。

以上、このように東京書籍ですが、本市の指導方針に適合していると考えられます。

以上で説明を終わりにいたします。

**委員長** ありがとうございます。歴史は7社ありましたが、その中から東京書籍の「新しい社会 歴史」ということになりました。いかがでしょうか。

**瀧田委員** 今ご説明いただいて、丁寧な編集ですが、高度な内容なのかもしれませんが、その割には一々振り仮名がしてあって、その辺が何かちょっと統一とれてない印象をもちました。これは何年生用ですか。

**指導課指導主事** 1年生と2年生、それから3年生の1学期……

**瀧田委員** 3年間、この本。

**指導課指導主事** 3年間。

**瀧田委員** 例えば固有名詞とかは必要と思いますが、みんなが正確に覚えるということで振ってあるのでしょうかね。

**教育長** 基本的には子どもは読めないです。

**瀧田委員** 国語では随分一生懸命勉強するような気がします。

教育長 国語とまたちょっと違うんですけれども、かなり読めない。

瀧田委員 ルビが振ってあると読めるのでしょうか。

教育長 特殊な、例えば高い山の国と書いたら何て読むかといったら、2つ書いてあるんだけど、たかさんこくとか。たかさんこくというのは私も初めて聞きましたけれども、そういうふうに言うんだと思いますけれども、要は特殊な読み方はあるんですけれども、それ以外でも……

瀧田委員 そういう特殊なのは必要だと思いますよ。

教育長 大人が思う以上に意外と読めない。

瀧田委員 読めないということは、単語として知らないということですよ。

教育長 知らないです。例えば義経の鴨越なんてほとんど知りません。そういう事例も含めて。

瀧田委員 確かに特殊な読み方とか、そのことを常識的に正確に知っておくということは必要ですよ。

委員長 特に外国の地名や人名というのは読みにくいですよ。我々は例えばモウタクトウと言っていますが、全然これじゃ通じないですよ。マオ・ツォートンですね。

また、北京を我々はペキンと呼びますが、ほとんどペキンって知らないですよ。ベイジン、ベイジンって言う。

瀧田委員 外国の地名とか、そんなのは必要です。

委員長 固有名詞とかね。

瀧田委員 地名とか、それから人の名前とか、それはもう当然独特の読み方とかね。

委員長 読みにくいんですよ。

日本人の名前だって、本当に我々読めないのがいっぱいあって、むしろ英文でアルファベットで書いてあると読めるというのが意外と多いんですよ。これが難しいですね。

ここの一覧表にありますように、社会は地理、歴史、それと公民の分野は、この東京書籍が3つの分野で系統的な学習を重視しているというのが評価されていたということですね。

歴史については票が割れたといいますか、他社についても何票か入っています。しかし、1回の投票でほぼ過半数を得ています。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、社会、歴史的分野については、東京書籍「新しい社会 歴史」ということで採決をとりたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 どうもありがとうございました。

指導課指導主事 ありがとうございました。

委員長 それでは、続いて公民的分野。

指導課長 谷田部指導主事よりご説明申し上げます。

委員長 お願いします。

教育研究所指導主事 よろしく申し上げます。では、中学社会科、公民分野について説明いたします。

公民分野については、東京書籍が選ばれました。これは継続になります。1時間見開き2ページで構成されていて、最初に明確な学習課題が提示されています。例えば68ページ、69ページをご覧ください。写真資料は時代に合ったものです。これを見ると、「この人知っている」というように、子どもたちの興味を高めやすい状況があるかと思えます。そして生徒の反応を促しやすいものになっています。グラフも豊富で、日本と他の国を比較したり、我が国の特徴を考えやすいように構成されています。例えば、イギリスは2大政党であるとか、ドイツの多党分立であるとか、それに対して日本はどうかというようなことを考えることができるようになっています。

資料は、質、量ともに中学生段階の生徒には的確なものだと思います。

最後の問題、右下になりますが、机のマークがありますが、そこでは「政党は政府と国民との□の役割を持つ」ということで□を10字で書こうという形になっております。これによって自分が政党というものをどのように考えたか、学んだかということを最後に確認することができると思います。その子その子の力に応じて10文字にまとめることができるのではないかというふうに考えます。

このように章全体、1単元、1時間の事業に、導入、展開、まとめの段階が設けられており、基礎・基本の定着を図るための工夫が見られます。

章の導入部につくられた問題トライ、例えば64ページをご覧ください。64ページでは「市長になって考えてみよう」ということで、住民の声に応じて、自分の市に何をつくるかを生徒に考えさせています。ここは現代の民主政治について学ぶところなのですが、「あなたが市長だったら公園をつくる」、「ごみ処理場をつくる」ということで考えます。それによって、この章でどんなことを学ぶかを考えることができます。また、生徒の興味・関心を引きつけることもできると思います。

また、この章全体を最後まで勉強したときには答えが変わるかもしれません。それはこの

章を勉強したことによって自分の知識、自分の考えが変化しているということですので、また聞いてみると楽しいかなというふうに思います。

それから、全部で14回の公民にチャレンジ、それから章のまとめのトライなど、生徒の興味・関心を引きやすい多くのディベート、グループ討議の時間が設けられています。

142ページをご覧ください。ここでは「20年後の私たちと日本」ということで、少子高齢化や労働問題、雇用問題、そういう問題についてのプレゼンテーションに取り組ませています。それは2年間の地理、歴史、それから3年生になって1年間、ある程度公民を学んできたところで、グループ討議とかいろんなことを重ねてきた中で、最後にプレゼンテーションでこんなことができるかなという発達段階に応じたものも考えられています。その際には考える観点ということで、幾つかのヒントも与えられていますので、これらのヒントのところをきちんと加味すれば、それなりのものができるかなというふうに考えます。

このように、時代のニーズに合った言語活動に積極的に挑戦させています。生徒の思考力、判断力、それから表現力を高め、生きる力に結びつく公民の教科書になっています。

以上のように、1つ目、基礎・基本の定着を図るための工夫がきちんとなされていること、2つ目、導入部の生徒の関心を引きつけ、考えられる課題がつくられていること、3つ目、豊富な言語活動への挑戦があることということから、本市の社会科の指導方針に適合すると考えております。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。社会の公民的分野についてです。何かご質問ありますか。

7社のうちから東京書籍の「新しい社会 公民」ですが、採択会議ではいろいろご質問が出ました。特に領土問題をどう扱っているとか、あるいは人権問題についてのご質問等がありました。

**山田委員** これは分量はふえたんですか。

**教育研究所指導主事** 分量的には増えております。私は3年生を教えていましたので、去年と比較しても増えていると思います。

**山田委員** 分野は同じですから、よりもう一段突っ込んで。

**教育研究所指導主事** 資料とか、それからいわゆるチャレンジという形での、チャレンジは14回あるんですけども、14回討議ができるような課題が設けられています。例えば歳出、国の支出を見せて、その変化を読み取ることで「どういうふうに日本が変わってきたのか」、その後「10年後、あなただったらどうするか」みたいな形で考えさせたりとか、もしあなた

が「家庭用ゲームをつくるとしたら何を大事にしますか」というようなチャレンジコーナーが幾つもありますので、そういったことに1時間ずつ討議時間というのをつくるようなこともできるようにつくられております。

**委員長** よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、採決いたします。

社会、公民的分野、東京書籍「新しい社会 公民」でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。ちなみに、採択会議でもこれは1回で東京書籍になりました。

では、続いて地図をお願いします。

**指導課長** 波田補佐より説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**指導課長補佐** よろしくお願いいいたします。では、地図についてご説明いたします。

地図につきましては、帝国書院の中学校社会課地図が選定され、これは現在使用されている地図でもございます。この地図は学習指導要領の内容に即したものであり、多面的、多角的にとらえた、客観的な資料が効果的に配置されています。具体的にはアジア州を例にご説明いたします。

まず、付箋の1番、19ページ、20ページをご覧ください。初めに、世界の中での位置を示しております。ここからは順次ページをめくっていただきたいと思いますが、次に21ページ、22ページ、こちらでアジア州の自然、気候、言語、宗教、人口、続きまして25ページ、26ページ、農業、工業、資源、民族、環境等、こういった資料図が配置されており、地域の特色を具体的な資料に基づいてわかりやすく示しております。さらに、27ページからは朝鮮半島、それから東アジア、東南アジア、南西中央アジア等々、37ページまでにわたりまして地域の詳細について示しております。従いまして、検索や学習での活用が非常にしやすい地図であると思います。71ページ以降の日本列島でも同様な配置となっております。

また、ご案内のように地図自体が非常に大きく、表示範囲も大きくて見やすい地図でございます。当然、地名をあらわす文字の大きさ、鮮明な色彩の印刷も含めて、見やすい地図となっております。

さらに、付箋の2をあげていただきます。一番前のページです。4ページから8ページに

かけてでございますが、地図帳の使い方が明確に示されておりますので、見やすさと使いやすさを兼ね備えたものになっているかと思えます。

次に、松戸市の教育施策方針への適合についてでございますが、29ページ、3の付箋のところをご覧くださいませでしょうか。こちらの左側のところに「地図を見る目」という囲みがございます。「大陸と日本の間では古代からさまざまな」云々と書かれておりまして、歴史的な観点に着目した地図の見方がございます。

続きまして、付箋の4、32ページをご覧ください。そこに「やってみよう」という囲みがございます。こちらには日本へ向かうタンカーの航路という文言がございまして、産業との関連、この辺を地図からどのように活用するかという記載がありまして、学習を喚起する視点が示されております。基礎・基本の習得はもちろん、学習における言語活動の推進ができる点ですぐれており、松戸市の教育施策方針適合の観点からも中学校の地図として適している教科書であるというふうに考えます。

以上で説明を終わります。

**委員長** ありがとうございます。地図は帝国書院の中学校社会科地図です。いかが……

**瀧田委員** もう1社は？

**委員長** 東京書籍です。前回までは東京書籍だったんですが、前回あたりから帝国書院になりました。見ていると使いやすいと思わせる、そういう地図帳ですね。よろしゅうございますか。

それでは、地図、帝国書院「中学校社会科地図」ということで採決をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

**指導課補佐** ありがとうございます。

**委員長** 続いて、数学をお願いします。

**指導課長** 皆川指導主事より説明申し上げます。

**委員長** どうぞ。

**指導課指導主事** 数学は啓林館「未来へひろがる 数学」です。これは新しく採択されたものになります。内容的には、この教科書は学習指導要領の目標を踏まえ、生徒の発達段階に応じており、どこの地域でも活用しやすい単元構成がされております。また、数学科の目標を達成するために必要な内容が、作業的、体験的な活動をもとに身につくように、適切に取り入れられています。

特徴としまして、③の付箋のところ、191ページのところで教科書が分かれている2部構成になっております。ここまでが教科書の内容で、その後、繰り返し練習、問題がすごく多くて、その部分で教科書が分かれて2部構成になっておりまして、最初の部分にみんなが勉強するところ、後半のところは発展的な学習等が取り入れられております。

教科書の中に細かい配慮がされているため、どの場面で何を意識するのが明白となっております。1番の付箋の92ページ、既習事項の確認である振り返りがしっかり書かれているところ。あと191ページにもありましたけれども、意識的に繰り返し練習等も入っており、スパイラル学習に配慮したつくりとなっております。

また、指導要領にある算数的、数学的活動の重視ということで、ただ問題を解くだけではなくて、自分たちが、生徒自身が目的意識を持って主体的に取り組む数学の活動ということです。④の付箋の10ページをご覧ください。本来は計算式のところで、今までの教科書等は面積を求めた後すぐ、その面積を求めなさいとの問題だったんですけども、 $45 \times 45$ 、 $55 \times 55$ と、一見何か普通に計算しちゃうところなんですけれども、そこをインド式計算といいますか、あるやり方でやるとぱっとわかる。それをどう考えていくかというような、身近な問題について興味・関心を持たすことができるように工夫されております。これは4と5で20で55、25とかというふうになんかルールがあるんですけども、そういうのがわかりやすく編集されております。

あと後半の222ページ等、数学広場等で発展の問題もとても多く出て、今問題になっておりますPISA型の問題のいろいろな図や表を使って、そこから自分たちで考えられるような問題等も幅広く課題に触れる等が見受けられます。

また、言語活動や表現力の育成に関しまして、各学年ともにみんなで話し合ってみようとか、91ページにあります自分の言葉で伝えよう、あと72ページ、自分の考えをまとめようというようなコーナーをつくって、言語活動を取り入れやすく編集してあり、思考力、判断力、表現力の育成を図れるようになっております。

以上により、本市の算数、数学の指導方針である3つの観点、基礎・基本の知識・技能の定着、算数、数学を学ぶ楽しさの追求、3番目に当たります習得した知識・技能を活用する力の育成というものに適合していると考えられますし、松戸市の教育施策にあります4Rsと言語活動の重視にも適合していると思われま

以上、数学の説明といたします。

**委員長** ありがとうございます。現在は学校図書ですが、7社あるうち啓林館が選択されま

した。

**山田委員** 発行者名が新興出版社啓林館と書いてあります。これが正式な社名なんですか。

**指導課指導主事** 社名だと思います。

**教育長** 昔ほど難しくなくなったわけですね。

**指導課指導主事** はい。難しい問題は後半の方に行って、むしろとっつきやすいというか、いろんところから問題に入ってこられるというところでは扱いやすくなっていると思います。昔は何か難しいという感じがあったんですけども。

**教育長** イメージが違う。

**瀧田委員** 何か数学の中の言語活動とか、それからこの前研修で道徳的考え方の導入等、むづかしい課題がありました。

**指導課指導主事** そうですね。みんなの考えを、考えを伝えることを大切にしていける。

**瀧田委員** 学習の中にそういうものを入れていく。

**指導課指導主事** 入れていこうという方向でおります。

**川村委員** すごく数学でちょっと違う課題が入っていて、先生は大変でしょうけど。

**指導課指導主事** 授業の中で皆さんから発表してもらったり、みんなの意見を言わせるというときに、やっぱり自分の意見を持っていて、それを大事にする授業をつくるというところは、これからは必要なことだと思います。

**瀧田委員** 中に数学のすごく得意な子で、ぱっと答えがひらめいて、説明となるとうまく出来ない生徒さんも中にはいるでしょう。

**委員長** います。

**瀧田委員** 天才的な子が。そういうときはどうするんですか。

**指導課指導主事** やっぱりまわりの人にうまく説明できるようにすることをすると、もっとよくわかるよというふうにして。

**瀧田委員** 思考過程をちゃんと説明できるようにというところでしょうかね。

**委員長** よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、数学、新興出版社啓林館「未来へひろがる 数学」ということで採決をとりたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。これについては、今使っている学校図書と少し票がわかれます。

したけれども、最終的には啓林館が過半数を得ました。

それでは、続いて理科をお願いします。

**指導課長** 東畑指導主事より説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**指導課指導主事** 失礼します。それでは、理科の教科書の説明をさせていただきます。

理科は大日本図書の「理科の世界」になりました。こちらは継続でございます。

まず、松戸市における理科の指導方針に沿いまして、3年生の教科書を例として説明させていただきます。

第1に基礎・基本についてですけれども、付箋の①、76ページをご覧ください。76ページの方を見ていただきますと、これまでに学習したことということが載っていきまして、生命に関することで、小学校から中学校2年生までの間に学んだ基礎的なことがここに載っています。繰り返し学習することによって基礎・基本の定着が図られるような構成でつくられております。

それでは、次に言語活動についてです。今度は付箋の2番、279ページをご覧ください。279ページを見ていただくと「発表しよう」とありまして、青い四角の中に今から何を説明するのか、そして右側へ行きましてエネルギー関係で、自分の意見、そして最後にこのように考えた理由はということで、何をするのか、自分の意見、そう考えた理由と、このように発表の仕方の例が書き込まれています。これを見ながら生徒のほうは発表の仕方を覚えていくという形になります。

その下の意見交換をしようというところでは、意見を言うときに理由をはっきりさせて意見を述べるということで、この例示の中にも、こういう理由からこう考えたという形で意見が書いてあります。これによって意見交換で考えが深まっていくのではないかと考えられます。

続きまして、今度は付箋の3番、教科書の272、273ページをご覧ください。こちらの方には他社にはない、放射能に関して、原子力に関しての細かな記述が載っております。この教科書は原子力や放射能を例として挙げましたけれども、内容が大変豊富になっております。そういう意味では知識の獲得が多岐に渡るのではないかと考えられます。

それでは、最後になりますけれども、⑤、106ページ、107ページをご覧ください。すべての章で、どの章にも最後に学んだことを生かそうと、このページのようなところが載っております。こちらの方は、この章で学んだ内容が現在の社会でどのように生かされて、今後の

課題がどのようなところかを考える内容になっております。こういう内容は我々教える方も生徒の方も実生活との結びつき、今後の発展性などを教える方としては語れるところとして大変よいと考えております。

以上によりまして、本市の理科の指導方針に適合していると考えます。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。理科についてはいかがでしょう。何かご質問ございますか。理科は5社のうち大日本図書ということになりました。原子力についてかなり触れているということでしたね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、理科、大日本図書、理科の世界ということで採択をしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。採択委員会でもこれが圧倒的でした。

次、音楽一般をお願いします。

**指導課長** じゃ、音楽につきましては一般と、その後の器楽合奏について一緒に説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**指導課長** 本日、音楽担当指導主事が忌引きでして、ちょっと欠席しておりまして、本人と確認の上、今、別な指導主事が内容を踏まえて説明を申し上げますが、その辺をご理解いただきたいと思えます。

**委員長** 了解しました。

**指導課長** では、菊地指導主事より説明申し上げます。

**指導課指導主事** よろしく願いいたします。

**委員長** お願いします。

**指導課指導主事** それでは、まず音楽一般についてご説明します。

教育芸術社の「中学生の音楽1」、緑になります。こちらの教科書は継続になっております。

まずは基礎・基本にかかわる内容を、合唱を例に述べさせていただきたいと思えます。

中学校生活に合唱は欠かせません。小学校では2部合唱を経験してきていますが、中学校では男子が徐々に声変わりをするために、より低音部が充実して、厚い層からなる合唱が可

能になってきます。

では、黄色い付箋の14ページ、「朝の風に」という曲をご覧ください。楽譜の下にパートの役割という欄があります。ここがわかればグレードアップということですね。こちらにはフレーズごとの女の人の声とか男の人の声のかかわりとか主旋律、つまりメロディーと副次的な旋律、つまりハモる旋律のかかわり等をこのように図式化したもので構造を理解させる工夫がなされています。

また、1枚めくっていただいた25ページにも旋律の重なり方の違いという部分に2つの旋律の重なり方を2本の線であらわすことにより、2部の様子を感覚的にとらえさせる工夫がなされています。専門的な楽譜の読み取りというのは、個人的にピアノとかを習っていないとなかなか難しいものなんですけれども、このような工夫によって合唱の楽曲の構造を容易に理解させることができると思います。

また、楽曲の題名の上には、こちらですね、学習課題が大きく表示されておりまして、この曲で取り組む目当てが明確に生徒たちに伝わります。

また、もう一つの工夫として、25ページの中ほど、ここら辺に音楽の専門用語について載っているんですけれども、例えば3という3小節休みという、このようにここで説明してしまったり、または71ページや68ページを見てください、ここに解説が載っていますよということで、専門的な用語や記号について巻末で紹介しています。

これらの工夫を効果的に活用することにより、音楽的な活動の充実につながっていきます。基礎・基本をなるべく習っていないことも無理なく理解していく、定着させていく、これらの工夫は松戸市の教育施策に沿っているものと考えております。

次に、言語活動に関する内容について述べます。

38ページのブルーの付箋のところをご覧ください。鑑賞教材「魔王」が載っております。これは1人の歌手が4人の声色で登場人物を表現する曲なんですけれども、教科書ではそれぞれの登場人物の楽譜をマークでわかりやすく表示しております。さらに子ども役の部分は出だしの部分をオレンジ色で塗ってあります。右ページのずっと重なっています。これによって視覚的により注目しやすくなっております。実はこのオレンジの部分は、子どもの歌詞はどれもmy father、お父さんと呼びかけているんですけれども、曲が進むにつれて1音ずつ音が上がっているんです。これは何をあらわしているかということ、魔王に連れていかれそうな逼迫した状況とか恐怖感をあらわしているんです。

それで、このことを、次のページをめくっていただいて、40ページの下のところ、音の高

さの変化という欄で考えさせる、書き込みさせる工夫があります。このような言語活動により作曲者の意図を想像する活動につなげて、「魔王」という大変難しい楽曲なんですが、この鑑賞をより興味深いものにしていきます。言語活動の充実を目指す点からも松戸市の施策に合っているものと考えます。

もう一冊の教科書にいきます。器楽の教科書について説明します。

まずは、中学校の器楽でメインに使用するアルトリコーダーというページから最初始まっております。当然のことながら、たくさんの曲を練習するので、多くのページを割いています。アルトリコーダーで扱っている曲は、簡単な曲で親しみやすいものばかりです。

グリーンのページをご覧ください。これに載っている曲は実は「かっこう」や「聖者の行進」という、小学校でソプラノリコーダーをやるんですが、そのときにもこの楽曲をやっております。ですので、一度知っている曲を再度アルトリコーダーで実習するという工夫がされております。知っている曲を違う楽器で演奏できる喜びを味わえるとともに、基礎・基本において連続性ある学びができるようになっていきます。また、ほかの楽器で練習する曲もこの教科書に入っている曲はどれもなじみのある曲、または題名を知らなくても演奏してみたら聞いたことがあったという曲が多く使われております。

次に、ピンクの付箋のページをご覧ください。松戸市では和楽器の学習として、ほとんどの学校で授業で琴を扱っております。24ページからの琴のページでは、基本的な事柄が多量の写真とともに丁寧に解説されております。実際、実技している間にちょっとわからなくなっても、教科書を見て自分で解決することが可能になっております。実際は触れる程度の活動なんですけれども、日本で昔から伝わる弦楽器に触れる機会は貴重ですし、また楽器についての理解が広がることにもつながります。

この音楽一般と器楽ともに以上のような点から、言語活動の基礎・基本に重点を置いた松戸市の教育方針に沿っておりますので、この教育芸術社の教科書が適していると考えます。

以上で終わります。

**委員長** ありがとうございます。音楽一般と器楽合奏。両方とも教育芸術社です。

**瀧田委員** 琴と三味線がそれぞれ実際にできる。だけど、男の子は。

**指導課指導主事** やります。

**瀧田委員** 太鼓なんかもやっているんですね。

**委員長** よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、採決いたします。

音楽一般、教育芸術社「中学生の音楽」、器楽合奏は教育芸術社の「中学生の器楽」です。  
よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございました。

それでは次、美術をお願いします。

**指導課長** それでは、同じ菊地指導主事より説明いたします。

**指導課指導主事** それでは、美術についてご説明いたします。

開隆堂出版は現在も使われている教科書会社で、継続でございます。

開隆堂出版の教科書は作品名がとても多いことが特徴です。この「美術1」の教科書では、掲載されている全作品名の約70%が生徒作品になっております。

ピンクの付箋のページをご覧ください。特に多くの作品が載っているんですが、生徒作品の多くにはこのように作者の言葉が添えられております。同じ年代の人がつくった制作意図や工夫した点を知ること、自分もやってみよう、これぐらいならできそうだという意欲を喚起します。また、生徒作品のみならず、下の黄色の付箋のところのように、プロの作品名も適宜掲載されております。プロの作品にも作者の言葉が添えられております。プロならではの考えや思いに触れる機会になります。

プロの作品に触れるという点では、グリーン色の付箋のページもご覧ください。ここではデザインというものが私たちの日常生活をより便利にしてくれたり、豊かにしてくれたりするという作品名が紹介されております。また、やはり作品の意図や工夫が、作者の言葉として語られております。

このようにして、今回の教科書改訂では現在使われている教科書に比べると明らかに文字の量がふえました。これは新学習指導要領に言語活動の充実が盛り込まれたことを受けたあらわれであり、同時に松戸市の学校教育施策にも沿うものであります。

もう一つの学校教育施策、基礎・基本に関するページを紹介します。ブルーの付箋が46と書いてあるところをご覧ください。こちらでは小学校で学習したパレットとか彫刻刀の使い方、道具の使い方をいま一度確認するページになっております。小学校から中学校に進んでも、大切なことは何度も伝えていくことが小中の連携の役割も果たしていると考えます。

同じくブルーの付箋の27というページをご覧ください。こま写真を用いて丁寧に手順が解説されております。このような作り方を見ることによって、創作のイメージが膨らむ可能

性もあると考えられます。このようにブルーの付箋のような2カ所からは、まさに松戸市が目指している基礎・基本の定着に適合していると考えております。

以上で美術についての説明を終わります。

**委員長** ありがとうございました。美術は開隆堂出版「美術」です。

**瀧田委員** ほとんどが生徒さんの作品ですね。

**委員長** そうですね。作品写真の7割が生徒作品です。

**指導課指導主事** 他社は大体4、5割なんです。開隆堂は7割でした。

**委員長** よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、美術、開隆堂出版「美術」ということで採択をとらせていただきます。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

**指導課指導主事** ありがとうございました。

**委員長** 採択委員会でもほぼ開隆堂でした。

次に保健体育を、お願いします。

**指導課長** 中坂指導主事よりご説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**保健体育課指導主事** よろしく申し上げます。失礼します。

それでは、保健体育ですけれども、今回採択されましたのは大日本図書の「中学校保健体育」です。こちらは現在使用されている会社で、継続となります。

では、教科書を説明いたします。

この教科書は、学習指導要領保健分野の目標及び千葉県の学校教育指導の指針である活力にあふれる健やかな体をはぐくむという目標に準拠しているとともに、本市の学校教育指導方針の中で健康増進と体力向上を図る健康教育の推進という重点についても十分対応できる編集内容となっております。

まず、赤い付箋のところですが、68ページになります。68ページの上のところ。「考えよう」、こういうような形で授業の導入のところを考えさせるというようなこと。または、右下の「学習を生かして」というような、この項目がそれぞれ教科書の中に「考えよう」が46項目、「学習を生かして」が35項目と、多く設定されていて、生徒にとって身近な

生活場面での考察や論理的思考力を高める場面として活用できるようになっておりまして、松戸市の教育施策の言語活動の充実に生かせるような内容になっております。

青の付箋、1ページめくっていただきまして70ページになりますけれども、各内容の最後に学習のまとめということで、重要な言葉、学習の要点がこのようにまとめられております。学習を振り返るとき、自学自習の場面で活用しやすくなっていて、基礎的な事項の内容が身につけやすくなっております。

続きまして、96ページ、黄色い付箋になります。96ページから103ページまで、また109ページ等になりますけれども、わかりやすいイラストや写真で体験的な学習を進めるときに活用しやすい資料となっております。本市の保健学習のところで体験的な学習を重視するというような重点がございます。そのときに非常に活用しやすい資料となっております。

以上のことから考えまして、この教科書、本市の保健体育の指導方針に適合している内容、編集であると考えております。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。4社の中の大日本図書ということになります。いかがでしょうか。

東京書籍は保健編から体育編へという順序ですが、大日本は体育編から保健編へとなっております。それは何か意味があるんですか。

**保健体育課指導主事** それぞれ特にどちらが先がいいということはないと思うんですが、どちらの教科書会社でも体育編と保健編、内容がかかわりあるところがありますので、そういうところはリンクしてわかりやすく表記されております。特に大きな違いはないかと思えます。

**委員長** 特に順序はそんなに違いはないということです。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、保健体育は大日本図書「中学校保健体育」ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

**保健体育課指導主事** ありがとうございます。

**委員長** それでは次に、技術分野と家庭分野、お願いします。

**指導課長** それでは、初めに技術分野のほうをお願いいたします。佐藤指導主事より説明申し

上げます。

**指導課指導主事** よろしくお願ひします。失礼します。

では、技術・家庭科の技術分野についてご説明申し上げます。

新しく開隆堂となります。本市の技術・家庭科の指導方針に沿ってご説明申し上げます。

まず、基礎・基本の定着についてです。技術分野を学習するに当たりまして、3学年の学習の見通しを持たせるために、ガイダンスとして2ページより19ページまでに具体的な説明がなされております。まずは14ページをご覧ください。この教科書では学習の目安となる学習の目標というものが14ページ上に「学習の目標」というのに書かれております。本時に学習するために必要なことが一目でわかるように記載されております。技術科では作業が多く、危険性を伴うものもあるため、このように安全に配慮した説明は大切であると考えられます。

また、本文下には14ページ、15ページに豆知識というものがあるんですが、実はこれ全ページにわたって豆知識というものが載っておりまして、非常に生徒の知的好奇心を喚起する働きがあると思われまゝす。

続いて、作業名についての基礎技術についてご説明申し上げます。55ページをご覧ください。

このページでは「けがき」というものについての説明が書かれています。「けがき」について、まず54ページのここ、本文に「けがき」についてどういうものかというのが説明文として文章で書かれております。例えば材料を切断するとき、切断した部品を削るときなどに線や印を材料に書くことをけがきというんですというふうに、端的にあらわされています。それを説明し終わった、「けがき」のやり方というのが隣の55ページに写真が載っております。仕方ですが、47図、それから48図は生徒の目線でこのように線を引きますという写真が2枚です。

51は今度は逆側からですが、自分からは見えないんですが、逆からはこういうように線を引くんだよということが写真でわかりやすく掲載されております。これはほかの工程でも同様に、まず説明文があつて、写真資料によって作業がわかりやすく掲示されておりますので、基礎技術が身につくものと考えられます。

次に、言語技術についてご説明申し上げます。169ページをご覧ください。

学習の節目に、169ページの下側ですが、「振り返り」という欄があります。そこまでの学習を振り返り、わかったことや自分の考えなどを自分の言葉で表現する形式がとられております。

また、単元の終わりですが、171ページが単元の終わりになるんですけども、そこでは生徒の思考力や判断力、表現力を向上させるような課題やテーマがあり、個人やグループ、それから学級全体などで話し合えるような工夫がなされております。

さらには212ページ以降になりますが、作品の制作発表に当たって、デジタル教材といたしますか、パソコン等を利用して発表する際の方法が事細かに書かれております。相手に見やすく、わかりやすく伝えるという技術の方法も示されております。

以上により、本書は本市の技術分野の指導方針に沿うものと考えております。

以上で説明を終わりにします。

**委員長** どうもありがとうございました。さて、技術・家庭、技術分野、開隆堂出版ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**八田委員** いいと思います。これだけやったらすごいですね。

**川村委員** すごいね。実生活に役立つと思います。

**委員長** 家庭は別のほうになりますので、技術の分野だけで。

**指導課指導主事** はい。家庭の分野もまた別にありまして。

**委員長** 開隆堂技術・家庭「技術分野」ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございました。

それでは、続いて家庭分野をお願いします。

**指導課長** 清水指導主事より説明申し上げます。

**指導課指導主事** 技術・家庭の家庭分野で、教科書は開隆堂出版にかわりました。本教科書は全体的に食生活の内容が充実しています。生活に結びつく食育の中心的教科として配慮されていると思います。このような実物大の食品を初めとしたたくさんの写真を使い、生徒の興味を高める工夫が随所に見られます。

初めから15ページまでは新指導要領で始まるガイダンス的な内容に適していて、生徒が3年間の学習の見通しを持って学べるように工夫されています。内容では、地域や伝統文化を重視しています。ピンクの付箋からいきますが、上の方から174ページで、各地の住居に触れていて、またほかにも地域や伝統文化をたくさん、伝統的な柄にも触れています。8ページでは郷土料理を扱い、134ページでその食材や調理に目を向けさせているところも特徴です。基礎的・基本的な技術につきましては、194ページのように写真と図を使い分け、わか

りやすくあらわしています。また、生徒の興味・関心に対応して、実践的態度を育成する配慮がなされています。

152ページ、緑の2個目の付箋では、自分らしい生き方を工夫するために参考になる資料が提示されています。補充的・発展的な学習については、基本となる学習を中心に参考・発展的例がたくさんわかりやすく示されています。前にも説明しましたが、130ページの調理実習を生かした弁当作り。これは生徒の興味を生活につなげる内容です。130ページ、青の付箋になります。

76ページには食品に含まれる成分を目で見て確かめる実験があり、学習の内容を実感として捕らえることができます。また、他教科とのつながりも見られます。

また、小中の連携が適切に図られていて、167ページのように小学校を振り返る場面を設けています。

最後になりますが、黄色い付箋の205ページのように、学習のまとめでは考えをまとめ、クラスで話し合えるような工夫もあり、言語活動に有意義です。

以上の点から、本教科書は松戸市で使用するのに適していると思われま

**委員長** ありがとうございます。家庭分野ですが、開隆堂出版、いかがでしょうか。瀧田委員、先程お聞きしたかったという点をお願いします。

**瀧田委員** 私は別に、期待していたのは、介護の分野についてもどこかで触れているところがあるかなと思って、体育のところ期待していたんですけども、なかったですね。それから、じゃ家庭かなと思ったんですけども、介護という項目のものは一切なくて。

実は私がそういう経験をしたときに、この分野って全く未知の分野だったんだなと思ったものですから。医学の初歩的なものは体育の中で入っているんですが、介護に関してはどこでも実は触れられていない可能性があるのです。以前は体育のどこかに書いてあったのがあったんですよ。でもいま、項目がすごくたくさんになったのと、勉強する内容がたくさんあるので、自分が何かをサービスすることに関してはちょっと割愛されているのかなと思っています。

**指導課指導主事** 24ページを見ていただくと、本当にちょびつとなんですけれども、介護と、それから男女共同参画社会についての育児休業法だけではなく、介護休業法とかにも触れていますので、ちょっとだけは入っていますし、次のページでは高齢者とかかわりという点で、介護とはまたちょっと違いますが。

**瀧田委員** 自分の活動のこととか親の代ぐらまでは理解出来るけれど、違う世代の人間のあ

るべき姿みたいなものを勉強するところが実は非常に少なくなっていますね。そんなことが感想です。

**委員長** ありがとうございます。いかがでしょう。そのほか何かございますか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なければ、採決したいと思います。

技術・家庭、家庭分野は開隆堂出版「技術・家庭 家庭分野」ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** どうもありがとうございました。

**指導課指導主事** ありがとうございます。

**委員長** それでは、次に、英語をお願いします。

**指導課長** 山本指導主事より説明申し上げます。

**委員長** お願いします。

**指導課指導主事** では、英語の教科書についてご説明申し上げます。

対象となる教科書は、開隆堂出版の「SUNSHINE ENGLISH COURSE」で、継続でございます。本日は1年生用の教科書をもとにしましてご説明いたします。

まず、付箋の1番をご覧ください。教科書の一番初めですけれども、この教科書で扱われている題材に関連した多くの写真が掲載されております。既に1年生の段階で、アメリカ、イギリス、カナダ、韓国など、大きな国際的な文化に触れることとなりまして、語学の習得だけでなく、国際人として活躍するための興味・関心が高まるようになっております。

続きまして、付箋の2番、6ページをご覧ください。小学校での外国語活動において、音声を通じてなれ親しんできた会話や表現といったものが復習として扱われております。その後ろのページでは、身の回りにあるものをあらわす英単語やアルファベットの学習などが丁寧に扱われておりまして、実際に中学生としての学習に入るまでに18ページを割いております。このような丁寧な指導によりまして、基礎・基本を確実に定着させていきます。

続きまして、付箋の3番、30ページ、31ページをご覧ください。こちらが毎時間の授業の中心となるページでございます。学校ではこの見開き2ページを2時間かけて学習するのが一般的です。左側のページにあります「聞いてみよう 書いてみよう 使ってみよう」という部分と、右のページの下にある「書いてみよう」というコーナーで新しい学習事項、このページの場合には「like」「play」といった一般動詞の使い方ですけれども、これらを言語

活動を通じて身につけられる構成となっております。

聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4技能をバランスよく言語活動を通して身につけさせるという新しい学習指導要領の趣旨が具体的な形となってあらわれております。また、これは松戸市の重視する言語活動の重視という視点にも適合しております。

次に、付箋の4番、88、89ページをご覧ください。こちらは各学年3回ずつ設定されておりますマイプロジェクトという部分で、これまでの学習内容を活用して、自己紹介や伝統文化の説明をするページでございます。ただ単に形に当てはめた英文の作り方を練習するというだけではなく、文章全体をどのように構成するかといった要素が扱われている点がこの教科書の特徴です。

左側のページの下には本文の構想としてテーマとそれに付随する内容を書きあらわした図がございます。この図は今話題のフィンランドメソッドにおいてカルタと呼ばれているものでして、マインドマップにも非常によく似たものでございます。自分の考えを広めたり、項目ごとに系統立てて考えたりすることで論理的な文章を構成していくという、現在注目されている方法でございます。

このように、言葉の指導に止まらず、考え方の部分にまで踏み込むということは、話す、書くといった英語の表現力を高めることにつながりますので、実践の中でなかなか英語が使えない、話せないといった課題を克服するための有効な手だてとなると考えます。

最後に、5番の付箋をご覧ください。巻末には切り取って利用するアクションカードというものがついております。絵がありまして、後ろに単語が書いてありますが、切り取って使用できるようになっております。現在、小学校で使われております英語ノートでも同様のカードがついておりますので、生徒たちはこれまで同様にこれを切り取って扱うということには既になれておりますので、有効に活用できます。

扱われる内容のレベルの高さ、それから指導手順の細やかさというものは、これまで以上にすぐれた教科書になっておりまして、完成度が非常に高いというふうに考えております。基礎・基本の定着、言語活動の充実という点からも、松戸市の教育施策にふさわしい教科書であるというふうに考えます。よろしくお願いたします。

**委員長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

**瀧田委員** 楽しい内容です。

**委員長** そうですね。開隆堂出版の「SUNSHINE ENGLISH COURSE」。

**瀧田委員** これは何年生でやるって。

**指導課指導主事** これは1年生です。

**瀧田委員** じゃ、1年でこうやって入ってきたときに、5年生から英語教育を受けている生徒はもう大概済んでいるという感じですね。

**指導課指導主事** そうですね。単語については大変充実した形になっています。

**委員長** 現在使っている。

ご説明では、3年生終了時には相当な学力が身につくのがこの教科書ということでした。期待しましょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、採決いたします。英語は開隆堂出版の「SUNSHINE ENGLISH COURSE」、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

**指導課指導主事** ありがとうございます。

**委員長** 最後に、特別支援教育の文部科学省の国語、算数、音楽です。

**指導課指導主事** すみません、見本がないために説明が、補足条文の見本がないので、調べておりません。申しわけありません。

**委員長** したがって、これはそのまま承認するしかないんですね。

**指導課指導主事** 先程採択していただきましたので。

**委員長** ということですか。はい、わかりました。どうもありがとうございました。

個別的にやりましたので、全体として何か特にはございますか。

**瀧田委員** 大変だったと思いますよ。お疲れさまでした。

**委員長** それでは、これで秘密会を終了いたします。傍聴人はもうお帰りでしょうか。もしおられれば入室していただいて下さい。

議案第42号につきましては、原案どおりご承認いただいたことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

---

#### ◎その他

**委員長** その他に移ります。委員の皆さん、何かございますか。

なければ、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いいたします。

**企画管理室長** 平成23年9月の定例会でございますが、平成23年9月9日の金曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**委員長** それでは確認いたします。次回教育委員会会議は平成23年9月9日金曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** ありがとうございます。

---

◎閉 会

**委員長** 以上をもちまして、平成23年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

---

閉会 午後 5時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員